827
167

理爾黑氏道德學
顯利爹氏道德學

国立国会図書館　　タイトル『理尓黒氏道徳学 ： ほか』　請求記号 827-167

ガラス使用

827
167

寄贈品

西村茂樹自筆

理尔黒氏道徳學

顕利爹氏道徳學

国立国会図書館　タイトル『理尔黒氏道徳学 ： ほか』 請求記号 827-167

ガラス使用

理尔黑氏道德学

国立国会図書館　　タイトル『理尔黑氏道徳学 : ほか』　請求記号 827-167

ガラス使用

理尓黒氏道徳学

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 ： ほか』 請求記号 827-167

ガラス使用

理尓黒氏道徳学

上巻　第一編

道徳学ノ要問

第一章　要問ハ行ノ紛ニアリナ

○希臘ノ格言ニ、哲学ハ驚怪ノ中ニ起ルト、小児ヤ婦人ハ其自ラ開テ小猫ガ其尾ヲ戯レバ、之ヲ見テ其故ヲ知ラズシテ驚怪ス、此驚怪ハ即チ哲学及ヒ科学ノ萌芽ナリ、蓋シ疑ヲ生ジテ問フモノナリ、凡ソ識者ト無識者トノ区別ハ、唯其驚怪スル所ノ広狭ニアリ、夫ノ又之ニ向キ疑ヲ生ズル者ニ満足セズト満足スルトナルト、最初ノ疑問ノ上ニ更ニ疑ヲ向ケルト、満足セザルトニアリ、哲学者ハ天上諸象ノ運行ニ付キ、又其ノ原由ヲ此ヲ見テ其之ヲ見ニ驚怪シ起スナリ、古来ヨリ天文家ノ学説ニ種々ノ異説アルハ、即チ多少川異派アリ、自尻派ト無派ノ相互ニ異同スルハ、各自ノ解釈ヲ満足セリトスルヨリ起ル者ナリ、今又本ノ此論ニ於テ起サシト欲スル所ノ要問ハ左ノ如シ、問、道徳学ハ如何ナル驚怪ヨリ起ル者カ、之ニ由リテ起リタル者ゾ、此驚怪ハ何物ト相関係結合セル、其知ハ何ノ所ヨリ起来セル、此驚怪ハ何ノ行ニ自ラ開達セル、精

伯爵松平直亮氏寄贈本

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167

ガラス使用

仍大論ノ要旨ヲ概述シ、次ニ應用ヲ論ジ、終ニ實行ヲ勸メ、而シテ之ヲ實行スルニ當リ、最モ注意スヘキ點ヲ擧ケテ、以テ結論トナス、

○實驗論ノ起源ト其發達

實驗論ハ我カ德川氏ノ末葉ニ於テ、洋學ノ興ルニ從ヒ、歐米ヨリ傳來シタルモノニシテ、其ノ最初ニ唱道セラレタルハ、蘭學ノ祖ト稱セラルル、杉田玄白、前野良澤等ノ人々ニシテ、彼等ハ、解體新書ノ飜譯ニ從事シ、其ノ困難ヲ經驗スルニ及ヒ、從來ノ學問ハ、單ニ書物ノ上ノ空論ニ過キス、實際ニ應用スルノ道ヲ知ラサルヲ慨シ、實驗ヲ重ンスルノ必要ヲ感シ、茲ニ實驗論ヲ唱ヘ出シタルモノナリ、

○實驗論ノ性質

實驗論ハ、我カ古來ノ學問ノ如ク、單ニ書物ノ上ノ空論ニ走ラス、又言行論ノ如ク、單ニ人ノ言行ノ模範ヲ示スニ止マラス、實際ニ就キテ、事物ノ眞理ヲ研究シ、之ヲ應用シテ、人ノ行爲ヲ支配スルノ法則ヲ發見セントスルモノニシテ、其ノ性質タルヤ、頗ル科學的ナリト雖モ、未タ全ク科學的ニ成リ終セサルモノナリ、

○實驗論ノ應用

實驗論ハ、之ヲ應用スルニ當リ、先ツ事物ノ眞理ヲ研究シ、之ヲ發見シテ、然ル後ニ、之ヲ實行ニ應用スルモノニシテ、其ノ研究ノ方法ハ、歸納法ト演繹法トヲ併用スルヲ以テ、最モ適當ナリトス、

○實驗論ノ缺點

實驗論ハ、事物ノ眞理ヲ研究スルニ當リ、歸納法ト演繹法トヲ併用スルヲ以テ、最モ適當ナリトスルモ、其ノ實際ニ於テハ、歸納法ニ偏シ、演繹法ヲ用ユルコト、甚タ少ナキヲ以テ、其ノ研究ノ結果ハ、往々ニシテ、事實ノ單純ナル關係ヲ知ルニ止マリ、其ノ複雜ナル關係ニ至リテハ、之ヲ知ルコト、甚タ難シ、

○實驗論ノ缺點ニ對スル救濟

實驗論ハ、其ノ缺點ニ對シ、之ヲ救濟スルノ道ヲ講セサルヘカラス、而シテ其ノ救濟ノ道ハ、歸納法ト演繹法トヲ併用スルニ在リ、

○實驗論ノ實行ニ關スル注意

實驗論ヲ實行スルニ當リ、最モ注意スヘキ點ハ、左ノ如シ、

一、實驗論ヲ實行スルニ當リ、其ノ研究ノ方法ハ、歸納法ト演繹法トヲ併用スルヲ以テ、最モ適當ナリトス、

二、實驗論ヲ實行スルニ當リ、其ノ研究ノ結果ハ、往々ニシテ、事實ノ單純ナル關係ヲ知ルニ止マリ、其ノ複雜ナル關係ニ至リテハ、之ヲ知ルコト、甚タ難シ、

三、實驗論ヲ實行スルニ當リ、其ノ研究ノ結果ハ、往々ニシテ、事實ノ單純ナル關係ヲ知ルニ止マリ、其ノ複雜ナル關係ニ至リテハ、之ヲ知ルコト、甚タ難シ、

四、實驗論ヲ實行スルニ當リ、其ノ研究ノ結果ハ、往々ニシテ、事實ノ單純ナル關係ヲ知ルニ止マリ、其ノ複雜ナル關係ニ至リテハ、之ヲ知ルコト、甚タ難シ、

五、實驗論ヲ實行スルニ當リ、其ノ研究ノ結果ハ、往々ニシテ、事實ノ單純ナル關係ヲ知ルニ止マリ、其ノ複雜ナル關係ニ至リテハ、之ヲ知ルコト、甚タ難シ、

六、實驗論ヲ實行スルニ當リ、其ノ研究ノ結果ハ、往々ニシテ、事實ノ單純ナル關係ヲ知ルニ止マリ、其ノ複雜ナル關係ニ至リテハ、之ヲ知ルコト、甚タ難シ、

七、實驗論ヲ實行スルニ當リ、其ノ研究ノ結果ハ、往々ニシテ、事實ノ單純ナル關係ヲ知ルニ止マリ、其ノ複雜ナル關係ニ至リテハ、之ヲ知ルコト、甚タ難シ、

八、實驗論ヲ實行スルニ當リ、其ノ研究ノ結果ハ、往々ニシテ、事實ノ單純ナル關係ヲ知ルニ止マリ、其ノ複雜ナル關係ニ至リテハ、之ヲ知ルコト、甚タ難シ、

九、實驗論ヲ實行スルニ當リ、其ノ研究ノ結果ハ、往々ニシテ、事實ノ單純ナル關係ヲ知ルニ止マリ、其ノ複雜ナル關係ニ至リテハ、之ヲ知ルコト、甚タ難シ、

十、實驗論ヲ實行スルニ當リ、其ノ研究ノ結果ハ、往々ニシテ、事實ノ單純ナル關係ヲ知ルニ止マリ、其ノ複雜ナル關係ニ至リテハ、之ヲ知ルコト、甚タ難シ、

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167　ガラス使用

実全ナル節度ヲ守ルノ人ハ、其ハ也彼ノ両館、或ハ匹夫ノ間ニ或ハ反対、即チ解釈ニ
自信ナルナリ、

○是ニ付キ、更ニ、習慣ニテ定マリタル行為ノ許説ヲ要スルニ至ルナリ。故ニ節度ヲ守ル人ハ、他ノ時ニ於テ、種々ノ酒ヲ、程ノ量、各々定メタル決定シ居ルナリ。之レハ疑問起ル、起レル此ノ如キハ、今言フ所ノ道徳ノ意ニ非ズ、此事ハ只各個ノ場合ノ状態ノ見込ニテスルコトニテ、彼ノ時、行程ノ速度ト歩行スルコトナル、向ニ同ジキ者ナリ。此ノ如キ向ハ心ノ中ニ起ルヲ、日々、百回ニモ起ルモノ也、凡ソ本来ノ道徳ノ疑問ニハ非ザルナリ。道徳ノ疑問大旨ハ習慣ノ行為アル、アラズ、ヤ、未ダ定マラザル、ここで保スル者ニ非ズ。此モ自習慣身ノナルハ予決スルナリ。別ナル行スル行為ナル、公正、勇気、節制ナルト云フ疑問ニ非ズ、ニハ、其ノ者ヲ公正、勇気、節制ナリヤト云フ疑問ナリ。又其ノ守リヲ回想スルハ、疑問難ナリ。凡ソ国民及ヒ一個人ニ在リテ実際ノ疑問ヲ解釈スル行為ノ習慣ハ他ノ〔堅固〕題目トナルナリ。

○前段ノ答ハ左ノ如シ。此解釈ハ現時ノ状況ニ適合スル其間、専ラ言フ国民及一個人ノ行為ノ習慣ト、人生ノ実行ナル疑問トノ間ノ協合ノ其間ハ道徳上ノ疑問ハ中道ノ論ニ在リ居ルナリ。然ルニ他ノ一方ニハ新タナル疑問ノ発現スル者アリ。此疑問ハ変キ習慣之ヲ解釈スルニ足ラズ、只疑惑ナル風習ノ堅固ナル、故ニ行スナリ。此疑問ハ起リ易ク、又国民未ダ向ヒ、進歩スル所ノ種々ノ階級ニおいて見ルコトヲ得ベシ

第二 疑問起ル状態ニ付キ、全般ノ記述

○今言フ所ノ進歩ノコトニ付キテハ、之ヲ三階級ニ分ツコトヲ得ベシ。第一階ニ人民ハ道徳ノ習慣ノ如キ者ヲ成ス時、即チ道徳ノ生長ノ時代ヲ指スナリ。此時代之ヲ個人ニ比スレバ小児ノ時、及ビ少年ノ初メノ時代ニ当ル。此時代ヲ教育ノ時代ト云フ。此時代ノ教育ノ方法ハ、社会ノ必要ノ法律ノ中ニ道徳ノ習慣ノ開発、家族国家、宗教ノ時代ニ相応スル組合ニテ起ル。道徳及ビ法律ノ規則ノ中ニ保持スル指導ノ形成ノ学ニ到リテ論述セント云ヘ、或ハ是ハ何レモ未ダ明白ニ其形ヲ成スニ至ラザルナリ。

其次ハ行為ノ時代ト云フ、壮年ノ初メニ向キタルナリ。此時代ハ一国民ノ向ニ存スル所ノ種々ノ力ノ平均ヲ整フルノ時代ナリ。外面ニ於テハ、人生ノ種族ノ調和、憲法ノ平衡、利益ノ講和ヲ以テ此平均ヲ現ハシ、内面ニ於テハ、人民ノ道徳ノ傾向及ビ習慣ノ

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167
ガラス使用

一様ニ帰スル点ニ於テ其手段ハ異ルモ其目的ニ於テ異ルコトナシ
時代ニ於ケル習慣ハ移リ変ルト雖モ其ノ時代ニ於テモ其ノ目的ハ変ラス
代ニ於テハ其目的ハ古代相傳ノ道徳ヲ奉シ其ノ目的ハ国家及ビ宇内ノ
国家及ビ宇内ノ親和ノ後援ヲ為スヲ以テ全ク其ノ行ノ為ノ時代ニアリシモ
ハ山事ハ国民ノ良善ナル意力ヲ以テシ又之ヲ導キ国民ノ自由
ヲ以テ国内ノ治事ハ時代ニ其治ヲ生ゼシ国民ノ自由ヲ得
リシナリ

時代ノ例トシテ、福太ニ於テ大閤ノ時、雅典ニ於テ「リクルス」ノ時、羅馬ニ於テハ久シ
ク治事セシ貴族ト平民トノ和成リテ国内平静ヲ得シ時ヲ当ゴシ、
承後ノ各国ノ時代ニ於テハ内部カノ手ヲ以テ
ヲシテ、今ヤ新大カノ国家ニ向テ其事ヲ他ニ埋没セリ
進歩セリ、国民ノ生験ノ慶ニ従ヒテ大ニ識ヲ進ク、随テ
ルヲ以テ、新タ利益、工芸来、文学、工匠、招宝ヲ生セリ人
ノ上ニ其ヲ古メタル山知識ノ進歩ハ従前成ニセル習慣ヲ
事ノ成シ得ラレ二ノ新醸ノ酒ノ如テ思キ器中ニ注入スルガ如ク精神ニ外形ト全
ノ相反セリ、知識及ビ政治ノ風気ノ時期ニ至リ始テ山時代ニ於テ
実験ヲ以テ改革及ビ進歩ノ新道路ニ進出スルトキ
有様ニ同テ之ヲ見ズ、只旧時ノ慣習ノ信用中

第三　希臘ノ時代ニ於テ歴史上ノ説明

○歴史上ニ於テ之ヲ観ルニ国民ノ生活ノ成長ヨリシテ人
ト傳説ヤハ動々ニ溶解シ又其時代ノ生活ノ状
ニ政治ノ結構ノ溶解ト及ホシ道歩ノ道路ヲ作ル
徳ト政治ノ結構ノ溶解ト及ホシ道歩ノ道路ヲ作ル
徳伍ト其ヲ完全ナル如キヲ至シリ山ヲ
原因ヲ為ス者ニシテ其事ニ実ニ山国ノ徳無家ノ
ノ大損生ニ布拉多亜ニ土度度ニ至リテ全ク
見ル未ノ精密ナル流ノ(ホ)アルニハ至ラザリシナリ只此
ヲ以テ布拉多ノ精密ナル流ノ(ホ)アルニハ至ラザリシナリ只此
想セシムルニ足リ雅典ハ如大都府ヨリ進ミテ大国ノ首府トナリ其ニ依
疑ヲ以テ之ヲ標スルニ足ル前紅令ヲ安者ナル可ノ法ヲ
ヲ見ルヲ以テ大ニ動揺ヲ起セリ、直隷ノ法則ヲ
シ其根源ニ於テ破壊スルヲ見ル、其時ニ於テ世人ノ
ノ有様ニ同テ之ヲ見ズ、只旧時ノ慣習ノ信用中
実験ヲ以テ改革及ビ進歩ノ新道路ニ進出スルトキ
有様ニ同テ之ヲ見ズ、只旧時ノ慣習ノ信用中

第三　希臘ノ時代ニ於テ歴史上ノ説明

○歴史上ニ於テ之ヲ観ルニ国民ノ生活ノ成長ヨリシテ人
ト傳説ヤハ動々ニ溶解シ又其時代ノ生活ノ状
ニ政治ノ結構ノ溶解ト及ホシ道歩ノ道路ヲ作ル
徳伍ト其ヲ完全ナル如キヲ至シリ山ヲ
原因ヲ為ス者ニシテ其事ニ実ニ山国ノ徳無家ノ
ノ大損生ニ布拉多亜ニ土度度ニ至リテ全ク
見ル未ノ精密ナル流ノ(ホ)アルニハ至ラザリシナリ只此
ヲ以テ布拉多ノ精密ナル流ノ(ホ)アルニハ至ラザリシナリ只此
想セシムルニ足リ雅典ハ如大都府ヨリ進ミテ大国ノ首府トナリ其ニ依

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167　ガラス使用

ノ新タル思想、新タル利益、新タル希望ハ旧来ノ俗式生活ノ上ニ不安若不満セシメタル
ヨリシテ新タル思想、新タル利益、新タル要求ヲ発生セリ。此時詭弁家大ニ出テ
都府ニ出テ、正邪ト公平ト不公平ト信仰ト不信仰トノ観念ニ付キテ外面ヨリ攻撃ヲ
加ヘ、神秘的ノ理論ヲ廃シテ且従国中ニ伝播シ、此当時ノ国民ノ生命呼吸セリ。詭
弁家ガ此挙動ニ依リテ従来伝説ノ道徳ノ上ニ隠伏セル其反対ノ意見ハ雅典ノ
教育アル人士ノ間ニ通達セリ。是ニ由リ疑惑不満及ビ一般ノ混雑ヲ生シ、此事ヨ
リテ、恰モ宜シキ時ニ於テ、頑支柱的ノ力ニ依リテ、初メテ道徳学ノ団結ヲ造出スベキ
ヲ得タリ。

○第十四　我等ノ時代ニ於テノ説明

○然レバ余ハ道徳学ノ起リタルハ、雅典ニ於テ詭弁家ノ時代、廃ト論定スル者ニ非ズ。余ガ今日ノ時代モ多少ノ干係上ヨリ見タルトキハ、左ノ一点ニ於テ亦雅典ノ詭弁家時代ニ似タル者アリ。即チ教育アル多数ノ人民ガ自己ノ其下ニ生活セル道徳法則及ビ其道徳ヲ保持スル政法ヲ考究スルヨリシテ新タル要望ヲ生シ、是ニ依リ道徳及ビ政治学上ニ不安穏ヲ起セルコトハ古代ノコトト頗ル相似タリ。又対論者ノ少数ガ外面ハ和熟スル一トラカルノ批評シ世ニ公ニシタルヨリ、其時代ノ騒擾混雑ヲ生シ、先ヅ第一ニハ

宗教界ニ於テ、信仰ト道理、学問ト宗教、威権ト私判断トニ付キテ全ク反対論ヲ生セリ。又政事界ニ於テモ、個人ト国家ト自ニ反対ノ説ヲ起シ、一方ニ於テハ個人ノ推理ヲ従キ、一方ニ於テハ市民ノ義務ヲ説ケリ。個人ト国家ニ反対スル者アリシコトハ、此時代ノ主要ナル吟味トナリ、殊ニ通ハ（士道撤）此表題ヲ以テ著セル小冊子ニ存セリ。殊ニ道徳学ノ問題ニ付キテハ、我自ト他人、自己ノ利益ト最多数ノ最大幸福、快楽ト義務、自由ト不得已、法則ト自由、並他人民一般ノ生活上ニ批評ノ光ヲ放チタルヨリ起レル難問ハ甚多シ。

○以上ノ問題及ビ之ニ表セル問題ヲ解釈セントスルニハ、一個人及社会ノ道徳ノ基礎、前代ヨリ人ノ道徳習行ノ原因、意思、威権、及ビ道徳ト相固着スル社会政事宗教ノ法式ノ基礎ヲ精密ニ分解スルノ外ニ方法アルコトナシ。新タル道徳ノ学ガ今時ニ於テ新ニ発達セントスルニハ、此ノ如キ困難ノ圧迫ノ下ニ立テリ。道徳学ハ今日ニ於テ哲学ノ一部トシテ習学セシメルハ事実ナリ。道徳哲学ヲモ一ニスルトイヘル名ノ下ニ在リテ常ニ無形学ノ体統ノ中ニアリテ貴キ位地ヲ領セリ。此学ニ付キテハ今時ニ特別ニ見ルベキ者ハ決シテ新タル学問ノ起リタルニハ非ズ、只旧キ学問ニ新タル意味ノ附着シタルニ過ギズ。道徳学ニ於テ実行ヲ大切ニスルト

帝圖

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167
ガラス使用

イフリで困難な向見の解決ハ大丈夫ト者ニ
認定スベキモノリ此認定ノ直他ノ証拠トシテ
学会ノ起リシコトノ次第ヲ
道徳学ノ学会倫敦提出日電丁堡、新約克、北在特費、市外俳字ヲ他
ニモ四年ヲ経テ起リ、
又同除道徳日誌ハオスエレス
モ十智学ニ属ス一部トシテノ物ニノ学向トスベキノ
ノ確実ナル白キ、今ニ至ルマデ此ニ於ケル之ノ例論ゴイ
古代ノ哲学ノ上ニ在ル今科ニ見ニ研究ゴトシ
ワルドノ著ナルマインドトノ書ニ従ヒリ
間ニ於テ、従前道徳学ノ倫理学及ヒ血形学ノ煩冗ナル法合ノ用ヒラル廃絶
トヒ之ヨリ今雖モニ注意シ、ヰ論ノ如キ錯綜セルト並結論ノ実行ノ夢、
帰スルトノ除ク並他ノ部ヲ他ノ実験科学ノ独立ノ学向タラシメントスルニ至レ
リ、

第五　善等が生活ノ上ニ立テル道徳ノ学ノ効験

日ク道徳学ヲシテ実行ノ学タラシメント宣フ向ゴレ、流者ハ必ス向ゴレ、
実行トリ人ノ者ノ天性及ニ感推ヨリノ考ニ関シ、並全体ノ効験ニ於ケル者
カト、余ハ答テ曰ク、其効験ハ二様ニ分ルト、ホ一ハ
大者ナリ、凡ノ科学ハ批判的ノ力ノ者ナリ
治テ科学ハ常識ノ区別ヲ、或ハ批判シ或ハ修正シ、或ハ増加シ或ハ廃棄スル者ナリ
リ、科学ハ何レモ之ヲ為スヲリ、道徳学又
特別ニ之ヲ行ヲリ、或ハ通常ノ区別、或ハ無益ナ禁制ヲ廃戒、道徳ノ感権、道徳
ノ制裁ニ付キテ或ハ組両ナ意見ノ如キハ皆之ヲ廃止サン（ヨウズ）行則道徳ニ
則ハ成文法ト同ジク、変化ト増加トニ由リテ進長スル者ナリ、山変化ト増加ト
如ヲ（ヨウズ）ハ一ニ於ケル注意回想ヲ（ヨウズ）ハ一ニ於ケル
ノ時代ニ在テ行ハルル法律ノ立ニ存ヲシテ
成文律ノ上ニ留存スルノ如ク或時代ノ道徳ハ法則ノ象徴トシテノ拘束ニ依テ
合ハセ、ヨナ今ニ相似ヒシル者ヲリ、山ノ如キ者、科学ヲ批判ノ応用スル結果ハ
○又道徳ヲ保持スル所ノ社会ノ組立モ甚ト同様ニ、其結果ハ消極的及ヒ批判的
（ノリスル）

○方法ニ於テ見ハコソ得ベシト思ハルヽ、此社会ノ組合ニモ、道徳法ト同ジク、漸々ノ中ニ成長スル者ナリ、動物ノ生器ト同ジク、彼ノ生活ノ必要ニ応シテ進化スルナリ、此外動物体中ニハ、永ク生存スル部分ト、本原ノ部分ト有テハカハリ、又社会ノ形体組織ノ中ニモ、其最初ノ性質ヲ存シテ永ク、生残ル者アリ、道徳ノ学最初結果ニ於テハ、先ヅ此事実ヲ認識セザルベカラズ、

○又道徳ノ主要トスル所ノ威権ニ付キテハ、余ハ其初メニ於テハ、先ヅ批判的及ビ明白ナル消極的ノ結果ヲ希望ス、人ハ是レ此威権ニ注目シタルハ、古代ノ詩歌及ビ神秘ノ時代ニ起リシ者ニシテ、余ハ道徳ノ意見モ此本原ヲ色彩ヲ以テ塗ルコトヲ望ムナリ、此本原ノ威権ノ本原ヲ批判スルコトハ此学問ニ於テ必要ノ部分ナリ、是等ノ見込ヨリ見ル時ハ、此批判ナケレバ、科学上ノ者ハ遂ニ成ラザルベシト信ズレバナリ

○更ニ他ノ一方ヨリ見レバ、道徳学ハ、積極（肯定的）ニシテ又再造ノ面ヲ有ス、解説ハ解説ヲ除去スル者ニ非ズ又解説ヲ除去スルハ、解説スルコトニ非ズ、道徳学ノ起歩ノ地ハ権利ト義務トノ実事ナリ、初メノ部分ニ於テ、批判的ニ之ヲ攻撃スレドモ、ツヒニ見ユルハ唯其仕事ノ外面ノ假相ナリ

凡ソ科学ノ教育ニ於テハ、何レモ破壊ヲ以テ其学ノ主要ノ仕事トナシ見ユル時期アリ、布拉多ハ之ヲ狗子ノ時期（パッピイドッグステーヂ）ト名ク、蓋シ真相ヲ見ル時ハ其事ハ皆再造的ナリ、所ナ破壊スルニ非ズシテ、完成セシメントスル者ナリ、其事ハ要素ヲ不要素ヨリ分離シ、恒久ヲ暫遇ヨリ、精神ヲ道徳及社会ノ法式ノ形体ヨリ分離スル者ナリ、今備進上ハ、人ノ天性ト結合スル者（此者ハ伝説トシテ人ノ実ニ価値及ビ神聖ヲ附与スル者ナリ）ヲ除ケバ其所ニ一物モアルコトナシ、故ニ道徳学ハ称シテ再造ヲ為ス所ノ批判的ノ者ナリ、其者ハ堅固大要素ヲ保セント為メニ、無用ノ者ト不要素ノ者トヲ除去スルナリ、故ニ道徳ハ大胆大否定的ノ姿ヲ現ハスナリ、然レドモ是レヲ為シタル時ニ、肯定的ノ截断セル四積用ヲ参見スルナリ

第二編

何レノ処ニ道徳学アリヤ

第六　此学問ヲ認識スルノ困難

○前編ニ於テハ、余ハ道徳ノ学ニ於テ実行上ニ必要ナル状態ト其問題ノ一般ノ性質ト人々ガ希待スル所ノ容結ト大略トヲ挙ゲタリ、是ヨリシテ余ハ此学問自身ノ発達ニ付キテ都合ヨリ発足点ヲ求メント欲ス、然レドモ是ヲ為ス前ニ、此学問ノ概念ト結合スル

題利參氏道徳学

而ノ国雖ドモ之ヲ注目セント欲スル○道徳ノ学ハ品性及ヒ行為ノ学ナリ之ヲ一般ノ名ヲ以学問ノ如ク論ジ且ツ学問ノ如ク真理ノ有ヲ求ムルハ甚タ不条理ニ非スヤ事実ヲ経ヒノ道理ヲ尋ネ其道理ノ働ノ方法ヲ示ス迄則チ有形ノ学ト雖モ猶ホ多少ノ困難ヲ感スル事ナリ況ンヤ無形ノ学問ニ異ナル所ノ道理ノ働キヲ示スノ仕事ハ殊ニ此学問ノ他ノ学問ニ異ナル所ノ者ハ其ヒミ知ルヘシ而ノ道理ハ則チ各個ノ教験ノ如ク頑固ナル科学ト雖モ猶ホ之ヲ完全ナル科学ト認ムルヲ能ハサルカ如シ

理尓黒氏道徳学

第三編　国家ノ聯合

第一部　国家　其目的及ヒ道徳ノ性質

第百五十七章　国家ハ一定ノ地界ノ内ニ於テ人民カ世間ト諸ノ善悪ノ利益ヲ追ヒ求ムルニ但ヒタル天然ノ社会ナリ

此定義ハ有要ナル国家ノ性質ヲ包括スル者ニシテ人更ニ個別ノ分解ヲ要スルナリ

(一)　国家ノ根元

第百六十一章　国家ハ天然ノ社会ナリ其初メハ上帝ノ命令ニ成ル者ニシテ恰モ蕾ヨリ花ノ開キ幹ヨリ枝ノ生スルト相同シ人類歴史ノ最初ノ一元原中ニ於テ人類ハ道徳ヲ以テ組織セル社会ノ中ニ生活セリト云フ事実ヲ発見セリ人造ノ代ヲ要望セシ道徳ノ法則ハ其初メ横ヲナシテ小ナル一家ノ組織中ニ於テ之ヲ見タリ即チ父母ノ威権是ナリ然ルニ人類其数ヲ増スニ及ヒ父母ヲ長トシ一家族ハ其中ノ大者ト為リ之ヲ許ス所ノ服従ノ一家内ニ聯合シ其ヨリ家族ノ数モ大ニ増加シ人類ノ天性カ互ニ相認許スル所ノ道徳ノ手段ニ其初メハ一個ノ家族内ノ各人ノ約束ナリシ者ハ遂ニ幾多ノ家族ヲモ皆之ニ従ハシメ為ナリ其家族ノ漸ク膨張スルニ及ヒ終ニ種族ヲ形ツクリ為リ生スルニ至レリ然ルニ其増加ノ増大ノ餘ハ益々膨張シテ種族ノ増加スルカ如ク人道ニ道徳ヲ以テ組成セル国家ノ形体ヲ造成シ其ニテ人類ノ成組ノ高様ニ達セリ而シテ人民ノ此統ヲ備フルニ至

リテ山ノ如キハ則チ人ヲ生ズル者ノ天則ナリ人事ノ性質ニ於テ其社会ヲ形作リタリ凡ソ政事
ノ社会国民国家ナリテ其本ヲ推セバ皆ナ上帝ノ命令ニ出ヅ人ハ上帝ノ此ノ如ク人ヲ造リ人
其存立ノ状態ハ実ニ此ノ如クナルベキナリト定メタリ人凡ソ人事ノ所有スル力ハ皆上帝ノ命ヲ
ハ所ナリ

(二) 国家ハ社会ノ構造ス

百六十二章 国家ハ単ニ一个人、又ハ家族ノ聚合セル大塊ノミニ非ズ又共普通ノ利益ヲ得ンカ為メニ、堅固ニ合シ一ノ結合体ナリ国家ハ其聚合セル体ニ於テ各、働キ有スニ人々皆同一ノ目的アル者ナリ、国家ハ其中ニハ之ヲ組織スル形体アリ合スハ此形体ハ十或ハ推其倶年(共通ノ)命運ニ於テ居スヿ定ムル或ハ推刊ヲモ又相互ニ防リ負ス所ノ者ナリ国家ハ又其中ニ(共通ノ)希望ト志沸トノ共通ノ会為ヲ成リテ会スハ此事ハ相互ノ同情ヲ高メ、相互ノ役目ヲ勉メ事リテ偏ルナキハ又国家ハ其中ニ各个ノ利益ヲ多数ノ権力ト相一致セル種々ノ職業ヲ包含ス、此各个ノ利益ハ単一大全体ノ結合シ、高等ヨリ下等ニ至ルマデ、種々ノ階級アレドモ皆其協力ニ其方法ヲ任セテ共通ナル一目的ノ成功ヲ以テ務ムル者ナリ人生活ス人事一ノ体ハ国ノ人国家ノ最初ハ、僅ニ組織シ得ベキホドノ萌芽ナリ人此モ民族ノ多クノ人ヲ来ヘ初メヨリ道徳或ハ法則アリテ之ヲ抱擁シ、又此人事ノ節制シ整理シ又之ヲ活動セシムハ(利益アル)事ナリ此ハ恒久ニ其テ保ツ所リテ同居同栖スルヲ以ツベキナリ、大ニ同等ナル政治ノ組織ハ、進歩セル、人事ノ実験ニ益モ、許多ノハ社会生活ヲ為テ現ハハ、其ニ生ス国家自身(国民)ハ其後リニ於テ人事ノ
世シ
ナリ

野体ヲ為テ単一ノ形体ヲ作リ人ヲ完キ為テ完全ナル服属ヲ為シ、相互ノ扶持ト同情トニ由リテ諸種ノ職分ヲ完成スルナリ、真実ニ其自ラ大切ナル意味ニ於テ国家ハ(ゾル)自己ノ生命ヲ有セリ人之ヲ以テ治ノ形体ヲ為シ、(共)普通ノ利益ヲ為ニ、種々ノ道路ニ就テ、協力スル所ノ官職ヲ有テ但立スル者ナリ人

(三) 国家ノ範囲

百六十三章 国家ハ一連続セル土地内ニ生活セル人民ノ社会(一致共中)ナリ人其道当ナル境界ハ、国権ナリ人道当大土地ノ内ニ於テ生活セル所テ人民ハ国家ノ全子ナリ人通常人民ハ共通セル根元ヲ有セル人家族ハ必アリテ種族ヨリ人種族ハ遂ニ国民トナリ此ノ如ク血統ノ連合総ナ合ハ只国家ノ助ケ為スニ過ギズ、血統ハ本来ノ一致及ニ生存ノ本原ニ非ズ、国民トナル為ニハ種々ノ民族ノ聚合ヨリ成ル者ナリ、国民ハ他国ノ血脈ヨリ来リテ其土地ニ生涯スル者ヲモ受容スル凡テ法許セル土地内ニ居住スル者ハ国民ノ規則ニ於テ之ニ服属セザルベカラザルナリ人此居属スル者ハ国ノ保存スル務メヲ分担シ、其防禦ヲ力メ住宅ニモ住スルナリ人其一体ノ働キハ其国外ニ至リテハ尊敬セラルナリ人他ノ利益、希望、又命運ハ皆共通ノ経験ヲ以テ之ヲ保束スルナリ人家族ノ結合ハ血統ノ同一ナルニ依リテ成リ人国民ノ結合ハ住所ノ同一ナルニ由リテ成ルナリ人

(四) 国家ノ力、

百六十四章 人ハ物ニ異ナリ人ナル者ノ所以ノ性ハ働ノ根元ナル者アルニアリ、即チ力ノ有スルニアリ人

国家ハ人ノ聚合セル者ナルカ故ニ、力ナル一点ニ於テ、国家ノ力ハ国民ノ力ノ聚合シタル者ニシテ、
合シテ単一ノ物トナル者ナリ。全体ノ国家ヨリテ概念スル所ナルカラテ概念ナリ。国家ノ
力ハ絶対ノ者ナリ。即チ一個人ノ力ノ集リタル者ニシテ、又其一個人ニ干係スル者ナリ。故ニ通常
国家ヲ離レテ単ニ力ノミヲ見テ区別シ、又力ハヨリ下ニ於テ異ナリ。国家ノ力ハ一個人ノ力ニ比スレハ
之ニ超越セル者ナリ。国家ト力トヲ併セ、表裏ノ意味ニ之ヲ用フルナリ。
国家ハ必要ナル力ヲ以テ成立ス。国家ハ唯此状況ニ非ス、又只関係ニ於テ、唯真実ノ力ナリ。
其他人民ノ利益ヲ防護シ、保持シ、並ニ之ヲ進歩セシムルニ必要ナル力ニシテ、即チ力ヲ
以テ其人民ニ働キヲ得、聚合セル力ナルヲ以テ、法令ノ力ヲ手段トセルコトヲ得ルナリ。

百六十五章　政治ノ力、即チ国家ノ力ハ、其他ノ精神上ノ力ト同シク、其居所ヲ其根元ハ自
由ノ意思ニ在リ。故ニ国家ハ一個人ノ其意思ニ由リテ働キ、国家ノ法力ハ集
合セル意思ノ法力ニシテ之ヲ以テ量ル。之レ国家ノ各種ノ働キハ意思ニ因ル所以ニシテ之
ヲ言ヘハ即チ法定、決断、順序、法制、法律ノ如キ是ナリ。而シテ是等ハ意思ノ外ニ発現スルノ
法ニシテ、是ニ服従シ、之ヲ執行スル所ノ他ノ意思ヲ要スルニシテ、活シ掛ルナリ。
国家ノ力ハ法令ノ力ヲ聚合シタル者ナルカ故ニ、他ニ勝レル力ナリ。勝レル意思ノ力ナリ
以テ人法令ニ対シテ制治シ、管理スル所ノ者ナリ。故ニ此力ハ法律ニ従ハス、或ハ一個人又ハ社
会ノ一部分ノ力ヨリモ甚タ強キ者ナリ。
政治ノ力ハ一個人ノ力ト同シク、其必要ニ因リテ有形物即チ金銭ヲ備ヘ、又政治ノ力ハ自己
ノ財務ニ依テ之ヲ、又自己ノ力ヲ以テ益蓄積ス。又国家ノ存立ニ必要ナル所ノ有形ノ所有物ヲ集
積シ、保持スルナリ。

百六十六章　聚合力、即チ政治力ハ其単一ノ機関、即チ官職ヲ以テ、依テ其力ヲ現ハ
スナリ。集合体ノ一分、従テ主体ノ如キモ、其形体ハ一個人ノ居ヨリ有スル者ノ集合シテ成
ル者ナリ。此ノ如キ官職ハ即チ国家ヲ現出スルナリ。其官職ノ其名ニ依リテ、其撰挙ヲ著ケ、其
威権ヲ執行シ、其利益ノ為メニ働クナリ。此点ニテハ、国家ト人民ト共ニ行為トニ由リテ
之ヲ見ル。此ノ官職ハ国家ヲ代表スルノモノナリ。人民ノ生活ヲ又国家ガ
活動シ、生活シ、生命ヲ養育シ、発表スル所ノ適当ナル機関ナリ。官職ハ又身体ノ機関ガ
少麻痺症病スルニ於テハ不完全、不信用、腐敗スルコトアリ。此ノ身体ニ機関ノ必要ニシテ、
之ノ適当ナル役目ヲ為シ、即チ都合ヨキ生活ヲ保ツト同シク、国家ヲ代表スル官職モ亦
実ニ政治ノ体ニ必要ナル機関ナリ。国家ノ集合体ノ機関ガ不信用ニシテ腐敗スル
モ身体中ノ機関モ手足ガ一部ノ麻痺症病ニ由リテ困難ナルヨリ甚シキナリ
ハナシ。

（五）国家生命ノ目的

百六十七章　国家ハ其体面、普通ナル所ノ世間上ノ利益ヲ保護シ又之ヲ進メル為メニ成ル
者ナリ。国家ノ直接ノ目的ハ、其聚合セル仲間ヲ、外面即チ世間上ニテ保護シテ安全幸
福ヲ與ヘルニテ正当ナル行為ナリ。全体ノ人民、家族、国家宗門ニ於テ、天然ニ人ノ意向ニ

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 ： ほか』 請求記号 827-167　ガラス使用

成ルベキ自己ニ箇ノ目的アル種類ナリト見做ス時ハ其中ノ一者、即チ家族ハ其目的未成人即
チ童男女其幼年ノ自養成スルニテ他ノ二者ニ異ナリ。然レ共オテ者即チ国家ハ其直接ノ
目的ハ成年ノ人ノ為ニ(安全幸福ヲ与フ)世間上ノ安全幸福ヲ与フルニアリ。又オテ者即チ宗
門ハ其直接ノ目的ハ成年ノ人ヲシテ不朽ノ性ヲ有スル者トナシ、未来ノ安全幸福其利益トスル所
ヲナサシムルニ安全幸福ヲ与フルニアリ。

国家生命ノ直当ノ目的ハ人ノ現世ノ安全幸福ヲ進ムルニアリト云フハ左ノ三件
ニ依テ明ニ之ヲ知ルヲ得ベシ。其一ノ国家ハ人類ノ形体ヲ存スル間ノミ成立シ居レ
ル者ニシテ国ヨリ自身ニ不朽ノ質モ其二ハ其範囲ハ地理ノ界域ニ依テ限リトスル者ニシ
テ其注目且注意ハ只外形ノ物ニ止マル。其三ハ何等ノ歴史、其レ即チ国家ガ適当ノ
働キハ人類現世ノ向ニ止マルモ之ヲ越ル片ハ範囲ノ外ニ軼キル者トシテ害有ノ
結果ヲ見ルナリ。

国家ハ人ノ現世ノ利益ニ注目スルノミハ更ニ有形ノ利益ノ外ニ及ブナリ。人類ノ外体即チ
身体手足ニ及ビ有形ノ財産ノ外ニ及ブナリ。国家ノ外部ノ力ニ依リテ未ダ人ノ外ニ及ブナ
只一個人トシテ他ノ一個人ノ上ニ働クハ限ルナリ。然レドモ其働キハ間接ニ有形ノ物ノ外ニ及ブナ
リ。人ノ善悪ハ其人ニ存スル勝手価値トシテ現世ノ利益ナリ。此善悪ハ宗教ニ関係ノ事務
ニ決スルナリ。此善悪ハ尺度ヲ以テ測ルベカラズ。又重量ヲ以テ定ムベカラズ。且ツ善悪ハ有形物ニ
非ザルナリ。但シ道徳宗教ハ共ニ無形ノ利益ナリ。然レドモ一人ノ身体ニ属スルモノニシテ
無形ノ精神ニ属スルナリ。且ツ上ニ又人ノ不朽ノ性体ニ属スル所ノ利益アリテ久遠恒久ナ
ル未来ニ係リテ其人ノ信世ヲ作ルナリ。然レ共人ハ現世ニ属スル者ナレバ適当ニ国家ノ
注意ノ中ニ入ルナリ。何故ニ国家ハ宗教ノ監督ヲナシ之ヲ管スル問題ナリ管理ヲ為
サントナスハ道理ハ宗教トシテ国家ノ領分ノ外ニ立ツ者ニ非ズ。然レドモ国
家ノ真実ノ品性ノ外ニ立ツ者ナレバナリ。国家ハ宗教ガ其適当ナル場所ニ於テ現ハルルヲ
ハ之ヲ妨碍スルハ為シ能ハザル所ナリ。国家ハ種々ノ方法ヲ以テ宗教ヲ為シ又之ヲ保護ス
ルナリ。已ニ其行為ノ界限ハ国家ノ真ノ想念ニ依リテ定メラルベキ者ニシテ宗教家
ノ現世上ノ行為ヲ関スルニ許サルナリ。凡ソ此事件ニ適スルハ其ノ現世事ハ皆
国家ノ領分ノ内ニ入ルベキ者ナリ。然レ共何故ニ国家ハ宗教ニ対スルニハ其中部分即チ
又ニ過キザルカ(管理ハ)国家ハ為ガ宗教ヲ待スルハ其現世ニ属スル部分即チ其生命
且利益ニ対スルダケノ管理スルニ止マリ即チ其手部分ニ関
スルノミ之ノ管理ヲナスナリ。宗教ノ全体ニ亘リテハ、別ニ他ノ手中ニ於テ之ヲ管理ス
ルナリ。且其場所ハ宗教ノ現世ノ向分ノ管スル部分ニ国家ニ勝ツアリ。故ニ国家
ハ於テハ人類ノ現世ノ利益ニ必要ナル外ハ但テ宗教ノ指導管制ハ之ヲ為サズシテ
ステ之ヲ皆属スル処ト作スナリ

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167
ガラス使用

道徳ハ宗教ヨリハ稍ヤ多ク国家ノ性質ヨリ要スル其故ハ凡テ現世ノ利益ハ専ラ道徳ノ
干係スル可キモノナリ人民ノ平安人民ノ保護有望ノ業事現世ノ勧勉ハ盡ク社会
ノ道徳ニ属スル者ナリ
組織ハ道徳及ヒ宗教ノ根基ニシテ人民ハ国家ニ於テ道徳ノ主権ヲ働カスヲ
ニ要スル（トナサル者モハ政治法令ハ現世ノ幸福大切ナルヲ保ツ者ナル）現世ノ安寧
ヲ希望スルヨリシテ人教育セラル者ハ国家ニ於テノ定当ニ性質ス（ト事物ト大ナリ）故ニ人民
ノ安寧ニ于テセル道当ナル現世ノ事物ハ皆国家ノ自ラ行為ノ界域内ニ在ルモノナリ
其係前ニ記シタル現世ノ安寧ニ于テシ国家ノ行為ノ界限ノ外ニ害其他無限ア
リ即チ現世ノ利益ハ共通ノ利益ナラサル（トナスト云フ）是ナリ国家ハ一介人ノ為ノ
者ニアラス只社会ノ為ノ者ナリ各一個人ハ法令ノ付向トシテ之ヲ見ルナリ各国家
ニ於テ一個人ノ為メニ行為スル（アラハ（決シテ私事）（家陰属スル事））決シテ私恵ヲ
得テ之ヲ為ス）トナス其他ノ一介人又ハ一種類ニモ国家ハ之ト同一ノ取扱ヲ為サン
ヘカラス
此道当ナル国家ノ行為ノ特別ナル事ハ道徳ノ区別ナリ（一般ニ又成ル丈ケ正当ニ（常世ニ未成）帰スヘキ）却合
ヨリ又省慮セラルモノナリ一介人又ハ一種属又ハ一部分ニノミ属シテ其他ノ者ニ属セサ
ル者非スルハ国家道徳ノ根本ノ元理ヲ破壊スル者ナリ
係係ハ各ニ国家ノ直接ノ目的ハ現世ニ存リテ人民其生命及ヒ行為ハ尚ホ道徳及ヒ
（生命ノ行為）

心思上ノ利益ニ于係セストイフニ非ス即チ於テ形体ハ精神ノ代リ現世ハ恒久ノ代リト
ナリ国家ノ直接ノ仕事ハ只形体ト現世トニ在ルコトナレトモ道徳及ヒ精神ノ利益ニハ其
間接ナルモ其働ク助力トナス（トナス）国家ノ行為ハ直接ニ是ホ（道徳精神）ノ利益ヲ為スヲ
主トセス正当ノ道理ヲ得テ其ヲ補助セサル（トナス）人身ノ心臓ハ血脈ノ循行セシムル為メ
ニ打動スル為スニ非ス其鼓動スル者ハ全身ノ生活ヲ来ル者ニシテ其血脈ノ秦力ハ其
希望ノ進行ヲ為シ得ル所ニ之ヲ為スナリ血脈循環ノ結構ハ全身ノ安康ヨリ成ル
者ナリ其働キハ其生活ト相感応スル者ニシテ其健弱ノ度ハ全身ノ健弱ト相干係スル
ナリ国家モ亦此ノ如シ其働キ（機械）其身体即チ現世ノ生活ニ於テ之ヲ為ストモ其同様ニ
其身体ノ成立スル根元ノ精神ノ用ヲ為ス其国家其精神ノ力ニ由テ高等ノ性
質ヲ得又之ニ由テ其性質ノ尺度ヲ得ルナリ
第二ニ国家ハ人民ノ法令（人民ハ道徳及ヒ心思ノ形体）モハ決シテ其高等ナル
性質ヲ放棄スルコトモ道徳ノ性ヲ見ル者ハ常ニ有形ノ体中ニ存リテ呼吸シ生活スル国
家全体ノ自由ナル行為ハ各ト直接ニハ世界上ノ目的ヲ以テ之ヲ為ストモ尚ホ猶道徳
上ノ負義ヲ以テ之ヲ定断シ之ヲ標識セサル（トナス）
第三ニ国家ノ行為ハ外トシ現世ノ利益ヲ其基礎ト為ストモ時トシテハ道徳又ハ
心思ノ光輝ニ由リテ其利益ヲ高進セシムルコトヲ求メサル（カラス）命ハ医術ノ如シ其目

的ハ身体ノ健全ヲ致スト云ヘドモ、自然其身体ノ健全ヲ謀ルガ為メニ心ヲ傾ケテモ差図セザル
ベカラズ。国家モ此ノ如ク高等ナル現世ノ幸福ヲ求ムルノ間ニ於テハ、社会ノ宗教ノ状態ニモ
注意セザルベカラザルナリ。アラザルモノハ山間様ノ方法ヲ行テ付キテハ民ノ知識ヲ養ヒ、美術ヲ進メ、道徳及
ヒ宗教ノ進歩ヲ謀ルコトハ特ニ必要ナリ。人ハ
其外面ニテ社会ノ生活ハ一個人ノ仲間ノ集合セル道徳ノ安康ニ服属スルガ為メニ、身
体ノ人ノ身上ノ生命ト同様ニ保持スベキ者ナリ。

(六) 国家ノ道徳性

上文言フ所ニ依リテ、国家ハ其道徳ノ意義ニ於テハ道徳ノ範囲ノ中ニ在ルコト
明白ナリ。国家ノ行為ハ人其ノ行為ニシテ、人其行為ハ実ニ道徳ナリ。国家ノ直接ノ
目的ニ一個人ノ高等ナル道徳性ニ従属スルニアラズ、一個人ハ即チ国家ノ社会ヲ組成ス
ル者ナリ。国家ハ道徳ノ性ヲ有セル者ニテ事ヲ為ス。而テ其外部ノ安寧ハ大抵道徳ノ
状態ニ属ス。故ニ国家(国民)ノ良心ハ凡テ此倫ノ縁ニ依ル。国家ノ聚合セル行為
ハ一個人ノ行為ノ如ク、真実ニシテ又自由ナリ。其行為ニ正ト邪アリテ、推進スルト抑制
スルト関係ス。一個人又一国ノ悪シキ行為ニ付キテ自ラ恥ハノ感覚アリ。政治ノ体ニハ
其行為ハ正ト邪トニ依リテ正当ナル道徳ヲ得ルナリ。然レドモ一個人ハ其現世ノ利益、真
正ノ現世ノ範囲ニ於テ労力シ、然ルニ又自ラ其道徳ノ性ヲ保存シ、真実ナル道徳ノ形容
彩色ヲ為シテ全ク外面ノ行為ヲ貫通セザルナリ。然ラバ国家モ夫ト同様ニ其現世ノ範
囲ニ於テハ其国家ヲ組成セル仲間ノ一般ニ揮キ現ハル道徳ノ天性ヲ顕ハスナリ。凡ソ国
家ハ自ラ行為セントスル所ノ目的、及ビ国家ノ全体ニ向フテ管理スル所ノ政略、及ビ此政
略ヲ施行スルガ為メニ行フ所ノ特別ノ方法等ハ、何レモ単純ニシテ堅固ナル道徳ト相一致
セザルベカラズ。其立法、其市民ノ権利ノ法律ノ下ニ立ツル裁判、此ノ如キ裁判ト法律
管理ハ何レモ道徳ノ原理及ビ其規則ニ由リテ管理セザルベカラズ。而シテ道徳ノ法律ハ
不公正ノ判決、腐敗シ且邪曲ナル管理ハ人ガ之ニ服従セズ又之ヲ嫌悪スルナリ。故ニ
国家ハ其目的ニ於テ又其目的ヲ完成セントスル方法ニ於テ自ラ道徳ノ管理ノ
ニ服属スベキ者ナリ。国家ハ此ノ如ク認識シ、而シテ自由ニ此管理ニ服従スルノ為メニ行事モ道
徳ニ依リテ活動セザルベカラズ。此事ハ国家ガ道徳ノ性ヲ有セル本来ノ生命ヨリ脱
出セザル者ナリ。思フニ由リ国家ナル者ハ、其目的ハ純粋ナル現世的ナリ。其例(単純ナル道徳ノ法ヲ摂ケザルベカラズ)
ハ木工ガ其職分ハ単ニ建築ヲ為スノミニ在レドモ、其人ハ道徳者ナラザルベカラズ。
即チ道徳ノ命令ヲ守ルノ様ニ建築シ、道徳ノ希望ニ一致セル正路ニ依リテ
建築シ、其工執ハ自身ノ道徳性ノ位格ト美麗トヲ以テ被覆セザルベカラザルガ
如シ。

百六十九章 ブルンチュリー氏ガ其政治学(ポリチーク)ニ言ヘル所ニ国家ノ定義ヲ従キテ言ハク、
国家ハ法律ノ社会(ゲゼルシャフト)ニシテ正理ニ依ル土地ノ上ニ建テル者ナリ。恰モ家族

威厳ノ干係ノ上ニ立チ、其ニテ為ノ原理ヲ同ク正理ノ上ニ有シ、此原理ヲ活動セシムルニ至ル。愛ノ原理ヲ用ヒ、法律ノ干係ヲ市トナシ、恰モ相同シ、其内ニ包括スルモ恰モ相同シトイフ。此国家ニ于ケル意見ニハ大ナル反対アリ。第一ニハ曰ク、正理ノ干係ハ政事社会ノ特色ナル根元ニ非ズ、且然ルニ正理ハ専ラ国家ニノミ属スルニ非ザレバナリ。正理ハ家族ノ中ニモ存在スル、恰モ国家ノ中ニ存在スルガ如シ。凡ソ人生ノ交際ニ於テハ道徳法律ノ干係、又正理ノ干係ト往々ニシテ責任ヲ人生ノ間及其行為ノ間ニ通貫スル者ナリ。又次ニ軍隊ナル法律ノ干係トイフ者ニ、家族ノ干係ニ用モ皆ナ其意味ヲ異ニシテ専ラ国家ニシテ用ヰル者ニ非ズ。国家ノ干係ハ人道ノ大目的ニシテ其本ヲ正理ノ干係ニ生ズ。国民四千道当ナル法律ノ干係ニ生ズルナリ。然レドモ家族ノ干係モ同ク人道ノ大目的ニシテ其家族中ニ或ハ為ル所ノ法律ノ干係ヨリ生ズル者ナリ。全体之ヲ名ケテ婚姻ノ正理(又推理ニ言フ下同ジ)父子及兒子ノ正理、兄弟ノ正理トイフナリ。国家ノ家族ノ干係ニ於テハ其目的ヲ除キテ無キ件ハ法律ノ干係ノ消滅スルナリ。此ハ件ハ国家ト家族トノ定立スル了能ハズ。又其主張スル所ノ一定ノ限リヲ有スル所ノ規則ヲ有スル了能ハズ。第三ニハ蓋シ法律ノ干係ナル者国家ノ道当ノ干係ナル件ハ此干係ハ宗教ノ上ニモ関スル所ノ事ト同シキニ依テ、国家ハ其管理及ヒ保護ヲ宗教ノ利益ニマデ及ボス了、猶現世ノ利益ヲ助クルニ同シ。然ニ我輩ハ此ノ如キニシテ、国家ト宗教トノ間ノ実行上ノ区別ハ全ク消磨セシムル見ハナリ。又蓋シ国家ト家族トハ区ニ立ニ軍ニ下ノ事ノ専ラ区別ナリ。

即チ正理ハ一方ノ(國家)活動セシムル原理ニシテ、一方(家族)ニハ此原理ヲ以テ之ヲ伝フル者ノ区別ナル件ハ、愛ノ原理ハ全ク国家ヨリ拒絶セラルヽト大ナリ。然ル件ハ愛国心、忠信、本国ノ愛情ト宗教、全テ空名トナリ、之ヲ慶ト名クル了能ハズ。此全体ノ見識ハ国政ニ于ケル或ハ信諾ノ意見ニ反対スル所ノ見ニシテ、此ハ是ニ似タル者ナリ。論理上ヨリハ信諾ノ意見ニシテ、実行上ニテハ既ニ実毒アル説ナルベシ。軍法律ニノミ適合シ、軍ニ減セル外面ノ政事上ノ希望ハ国家ニ対シ、国民ノ道徳上ノ義務ヲ完成スル了能ハズ。国家ハ外面形式上ノ服従ノ外ニ要望スル所アリ。真理ナルトナス件ニ於テモ猶強フルナリ。宗ニ軍ニ一大法律ノ干係(法律ノ契約、又法律ノ連続サスルヽ)ヨリハ更ニ広ク更ニ深ク、更ニ厚キ真実ノ意義ヨリ者アリ。此意義ハ法律ノ拒絶スル所ナリ。凡其権力ノ保チ其勢力ヲ有スルナリ。

百七十二章

国家ハ真正ナル道徳ノ向フ所ト為ラス其行力ノ適当ナル目的ニ向ヒテ、其同情ノ良善ナル意思ヲ表シ、国家ガ行フ所ノ勧能ナル仁恵ヲ為シ、且同情ヲ以テ最正ナル正直ノ上ニ施行スルノ義務ヲ有スル。

国家ノ道徳ノ干係ハ之ヲ三種ニ分ツベシ。其一ハ自身ニ対シ、其二ハ市民ニ対シ、其三ハ他国家ニ対スル、是ナリ。其上帝ニ対スル干係ハ別ニ其一部アリ、故ニ爰ニハ之ヲ言ハズ。

第二節 ポリチー 国家ガ何何ノ干係ニオケル権利ト義務

百七十一章 (一) 存立 エキシステンス

一個人ニ於テ論シタル如ク国家ニ於テモ亦其何何ハ干係スル権利ト義務トヲ
国家ノ権利ト義務ハ之ニ相応スル義務アリ 其一ハ存立 エキシステンス 其二ハ自治 アウトノミイ
其三ハ成長 グロウス 是ナリ

百七十二章 (一) 此三者ハ国家ハ要スル所ノ権利ニシテ又存立ノ為メニ之ニ一致スル所ノ
義務ナリ 此国家ノ発生ハ正当ナル者ナリヤトノ疑問ハ国家存立ノ為メ正当ナル範囲ノ中ニ入ル者
ニ非ス 有立ノ事実ニ由リテ発生ヲ付キテノ疑問ハ定マルナリ

百七十三章 国家ノ発生ニハ三様ノ事実アリ 第一ハ家族ノ成長シタル者ニシテ即チ家
族成長シテ種族トナリ種族成長シテ国家トナル 此ノ如キハ上古ノ国民ニ於テ見ル所ナリ
第二ハ已ニ有ル所ノ国家ヨリ分離シテ成ル者ナリ 是等ニ付キテ疑問ヲ入ルル者ハ
是ニシテ正シキ国家ハ大ナル為ハナク否自ラ国家ノ法律ニ分離ス所ノ条目ヲ入ル者ハ
国家法律トシテ之ヲ見ハ一タビ国家ハ決シテ軽々ノ原因ヲ以テ自ラ分離スル者ヲ認許
スベキニ非ザルナリ 国民ノ一部分ガ従前依属シ居ル国家ノ体ヨリ分離スルトキハ実ニ已
ムヲ得ザルノ極端ニ達シタル者ニ非ザレハ之ヲ允許スル事能ハザルナリ 此ノ如キ分裂ハ常ニ惨
酷ナル手段ヲ以テ之ヲ行フ者ニシテ其ヨリ騒動ノ起ルハ必ズ之ヲ免レザルナリ 恐ラクハ免ルベカラザルノ歴劇ト

母国ハ其生命ノ妨碍トニ遭ヘタルハ健全ナル存立ノ保ツニ足ラザル時ハ旁部トノ有ル月
ニ於テノミ 此ノ分離ハ正当ナリト謂フヲ得ベシ 第三ハ是ニヨリテ存立スル社会ノ漸々拡大シタル者ニシテ人民ノ集合体ハ其措置ニ於テハ適
当ノ数ヲ有タル種族ノ集合シタル者モ他ノ国家ニ附属シタル者ニ於テモ種々ノ国家ノ集合
シタルニ於テモ人其ノ天然ノ気性ニ由リテ共通ノ利益ヲ得シガ為メニ合一シテ国
家体ヲ為スニ至ルヲ得ルニ至ルナリ

百七十四章 此ノ国家ハ天運ノ命令ニ由リテ成立シタル時ニ於テハ其自己ノ存
立ヲ保スルノ最高ノ権利ト義務トヲ有シテ最高大上帝ノ法則ハ一般ノ道徳
ノ法則ニ従ヒテ之ニ於テハ左ノ格言ヲ以テ自己ニ必要ノ者ナリ 国ノ国民ノ安全幸福ハ
最上ノ法則ナリ 其権利及ビ義務ハ左ノ三様トス 第一ハ保持ト 保存 其二ハ防護
ディフェンス 第三ハ正当ナル規則ノ力行ス エンホースメント ネイトフル・ルール 是ナリ

百七十五章 国家ノ保持ハ公共ノ帮助タル市民ノ帮助ヲ要スルナリ 自
己ノ保持ノ為メニ自己ノ帮助ヲ用ユルノ権利ト義務アル事ハ疑問ヲ要セザル事ナリ
又一個人ノ市民ニ依頼スル前ニ国家ガ自己ノ帮助ヲ用ユル事ハ一般ノ規則トナリテ疑
問ヲ要セザル所ノ国家ノ義務ナリ 市民ノ援助ヲ得ルノ為メ用タル都合ハ国家ヲ単位ニ

…ヲ要スルニ国家ノ権利ハ…
…利ハ市ノ財産ト異リ特ニ…
一個人ノ財産ヲ…ノ国民ノ…ハ其方法ニ…
為ニ十人ノ権利ヲ…ハ此事ニ…ノ重要ノ事ニ…
ヲ云フ人民ノ力ヲ…ノ主要ノ手当ニ…
利益ニ対シテハ…ノ意ヲ云フヲ…
ヲ云ヒ

百七十七章　国家ハ…市民ノ財産ヨリ…
ル（一）国家ハ…ノ指利ヲ…
ヲ有リテ…ヲ…ノ指利ヲ…
ノ為メニ…市民ニ課税ノ指利ヲ…（三）国家又…
ノ権又ハ…ヲ…ノ国ハ…
ノ指利ヲ…ノ…ヲ…
生活ノ供給ノ…ヲ…
リ…国家ハ…ヲ…
成ス…ノ人…

…国家ノ生活ノ…
百七十八章　国家ノ保持ノ…
ヲリ…ノ税ハ…ノ…
身ヲ…ノ…
ヲ…ノ生物ニ…
之ヲ…ノ税ハ…
種ノ財産ヨリ…ノ…
ハ…ヲ…ニ…
リ…ヲ…

百七十九章　（一）…ノ間ニ…
ル人民ノ…
ヲ…ノ…
ヲ…ノ…
仕ノ…
侍ノ…

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167
ガラス使用

ヒ直税ヲ以テ各地ノ法令ニ供スルヲ宜シトス〔ベシ〕同一ノ土地ニ於テ重複ニ估價ノ税ヲ取ルハ
二重ノ費用ヲ要シ徒ラニ煩シテ人民ノ不平ヲ起スニ至ルベシ加フルニ合衆国ノ憲法ニ於
テ本来ノ国財ハ直税ニ由テ支給セズ且直税ハ凡ソ其欲スル所ニ附課スル者ナルハ国民ノ財
産ノ不平等ナルヨリシテ各国家ノ租税ヲ自ラ不平等ナラシムル理ナリ
間税ハ之ヲ消費者ノ直税ノ如ク収ムル也、故ニ直税ヨリハ民ヲ取ル所少シ、十分ニ収集スルヲ
得ヘシ夫レ故ニ人民ノ不平怨言モ直税ヨリ少ナシ、且間税ニ於テハ商品ノ價ヲ保ツトキハ密
賣トシニ者ハ重大ナル欠点アル者ナリ 此レ凡テ入口税ハ外国トノ交易ヲ妨クル者ナレハ自由貿
易ノ主義ノ人ハ之ヲ国家ニ不利ナリト為セリ

百八十章 (二) 分頭税(カピテーション)ハ西午税ナリ 其故ハ人ハ財産ト同様ニ政治体ノ中ノ
成分ニシテ其政府ト保護ヲ受ケ居ル者ナレバナリ 其上ニ市民ハ何レモ各国家ニ対シ
等ク人身上ノ負担アルヲ免ルルヲ得ザリシ 此レ凡分頭税ハ国家歳入ノ小部分タラザル
(カラス歳入ノ大部分ハ財産ニ於テ之ヲ負担セザル可カラザルナリ)

百八十一章 (三) 通上運輸(エキサイス)ハ人々ノ職業ヨリ生ズル産物ノ上ニ課スル者ナリ 国家ノ
要務トシテハ主トシテ養成ス可キ産物ニ税ヲ課スルハ重困ナリトシテ之ニ反対スル者アリ
此レ凡或ハ過剰、或ハ害毒或ハ無益大物品、例ヘハ酒類、烟草ノ如キハ之ニ反対スルノ
理由ナシ 故ニ此ノ如キ事ハ人民カ堪ヘ得ルカギリハ十分ニ課税スルモ不可ナル可シ

百八十二章 (四) 入口税ハ入港スル商品ニ課スル者ニシテ、政府ノ歳入ニ於テハ其主要ノ
部分ヲ占ムル者ナリ 此税ヲ徴収スルニ利益アル者ハ 此税ハ専ラ国家ノ用ニ供スベキ者
ニシテ政府ノ用ニ供スベキ者ニ非ザルヲ以テ多数ナリ 此税ノ収集ハ政府ノ直接ノ管理
ノ下ニ之ヲ為ス者ナリ 濱海ノ国ニ於テハ特ニ此税ヲ以テ海軍養成ノ用ニ供シ、又之ヲ
以テ必要ノ船舶ヲ造リ、海岸ノ防禦ヲ為シ、又灯明台、碇標ヲ立テ、障碍物ヲ
除却シ、且他此ノ如キ事ヲ行ヒ航海ノ安全ヲ計リ以テ貿易ヲ利スルノ用ヲ為ス
ナリ 此税法ハ従テ入来スル所ノ他国ノ貨物ハ各々政府ノ監督ヲ受ケ、各々其價
物ノ種類ト分量トヲ得意シ、且有害ノ物ヲ防キ、有利ノ物ヲ増シ、又国内ノ利
益及工業ニ努力ヲ興ヘ、方向ヲ示スガ為ニ政府ヨリ必要ノ忠告ヲ為スニ其助ケヲ為ス
者ナリ
入口税ハ他ノ税ニ比スルニ出税(納)者ニ於テ其苦ヲ感ズル事少ナシ、納税者ハ自分ノ好ミト
其都合トニ依テ納税スル事ハ恰モ物品ヲ買フガ如ク、自己ノ選擇ニヨリ其ノ金ヲ出ス事ナシ、此
納税ハ直接ニ政府ノ即チ一般ニ不快ニ思フ胥職(収税人)ト衝突スル事ナシ、故ニ此税ハ
通常平穏ニ之ヲ収メル事ヲ得ルナリ
国ノ保持、国家ノ保様、即チ保持ノ為メノ歳入ト別々ニ収入スル国ニ於テハ(国ノ保持ニ供スル)入口税ハ
他ノ租税ニ比スルハ納税者ニ於テ費用少ナク、普通ナル事ナリ

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167
ガラス使用

其他海関税（通過帯條約税則等ノ）ハ政府ニテハ同様ニ[illegible]ナル利益ノ
収納ヲ奏スルモノ利アリハ凡ノ條約税ハ区々為スカヘ条ナリ其中ニ区別ヲ立テサル一トシテハ
精密ナル平衡ノ保税ノ税則即チ凡テノ入口ノ價ニ同一ニ課スル税法ハ之ヲ実行スル了甚難ク
又道理ニ叶ハサルノ法ナルベシ区別ヲ同トスルコトハ其貨物ノ来ル国ニヨリテ任ニ更ニ之
ヲ定ムル所ノ関条ノ條約ニ由リ其物産ヲ承扱テ或ハ其ノ自由ヲ免レ或ハ重ク税スル
物ナルニ由リテ国ヲナサンカ為ナリ
区別ヲ立ルコトハ歳入ノ利益ノ為ニ必要アルナリ希望スベキ貨物ニハ平準ノ
税則ヲナサントニ貢若シモシトシテ富ミ税数ヲ多程ニ多クモ多クノ歳入ヲ為スヘキナカ
ルコトハ今日税則ヲ定ムルニ付キテ主要ノ疑問ナリ税則ヲ高ナスニ其物ノ輸入ヲ禁
止スルコト大ナル税額高キトキハ之ヲ負フ者ハ高キ値ヲ出サン一トシテ此ハ時ハ其ノ人
民ハ減少甚スベシ且ツ之ニ由リテ見ルニ高キ税ハ但キ税ニ比スルニ国家ノ歳入ヲ減ス
ルノ理アリ即チ或ハ貨物ノ如キハ収税ノ費用ヲ除クトキハ国家ノ歳入トナスベキ
貨物少ナキ二至ルコトアリ税則ニ由キテ切大原理ハ貨物ハ最モ多ク最モ善ク
収税スベシトイフニアリ
区別法ハ公衆ノ道徳ノ為ニ利益アリ有害ノ貨物ニハ禁止税ヲ為シテ之ヲ国内ニ
入ルコトヲ許サズ危険又ハ無益ノ貨物ハ高税ヲ課シテ十分ニ国ニ入ルヲ防クベシ芝増セン

リキュール
酒類及ヒ烟草ノ如キ是ナリ又奢侈ノ貨物ニ必要又ハ安穏ノ貨物ヨリ高キノ税ヲ課
スベシ綿布及ヒ酒ノ如キハ平均中等ヨリ稍高キ税ヲ課スベシ
区別法ハ又法令ニ於テハ国家ノ維持ヲ分担スルノ力弱キ者ノ為メニ利益ヲ為スベシ
凡ソ税則ヲ以テ定メル税ヲ歳入ト為スニ因テ之ヲ定ム又対者ノ主トシテ論スル所ハ富者ト貧
者トノ間ニ区別ヲ為サズトシテ其ノ貨物ヲ貨物トシテ収税トシ又買ヒタル物トシテ収税
スルナリ又近世ノ市民ハ平均ノ税則ナリテ同一ノ貨物ヲ買フ片ニハ貧者モ富
者ト同一ニ国家ヲ保持スルコトナルベシ此税法ハ買者ガ自由ニ物ヲ買フヨリ生スル者
ナルモ他ノ税法ニ比スレバ納税者ノ力ニ応スル比例ニ非ザル者ナレドモ猶ホ正ノ意見（貧富同一
ニ国家ヲ保持スルノ見）ハ頗ル勢力アル者ナリトスベシ此件ハ同一ノ貨物ハ其重量ニ随ヒテ
同一ニ課税セン一トスルニ依リ更ニ之ハ年ノ税則ヲ必要トスナリ所謂奢侈ノ貨物ハ
尤モ重ク課税シ便利及ヒ安穏ノ物ハ少ク軽クシ生命ニ必用ノ物ハ尤モ軽クスベシ
トイフコトナリ
区別法ハ又国内ノ物産ノ利益ノ為ニ必要ナリ国ノ資力ヲ増加スルハ国家ノ尤モ
務ムベキコトナリ而シテ国ノ資力ハ主トシテ国民ノ生産ノ為メニ労力スル結果ニシテ国
民ノ所有物即チ財産ノ上ニ存スルナリ故ニ正当ノ法令ヲ国ノ財産ヲ増サンコトヲ欲スル
ハ国家ノ主要ナル目的ナリ故ニ国家ハ其行政ノ各部分殊ニ税則ヲ定ムル事業ニ於テ

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167
ガラス使用

国土工業（インダストリイ）ノ生物及ヒ分配ヲ論ズルノキニ非ズ、又之ヲ論述スルコトハ以テ此部分ノ論ニ一
ナラズ、国土ノ生物分配ハ貢力ヲ得ルノ基本ナレバナリ、此国内ノ他トノ工業ハ自由ニ
税則ノ区別法ヲ要望スル者ナリ、
入口税ハ歳入ノ原トスル、反対スル者ノ説ハ左ノ如シ、（一）此法ハ他国ノ物産ニ課
税スル者ナリ、然レ凡其物ハ国内ニ於テ消費スル者ナリ、生産者ノ利益トナリ、禁
止ノ意味ヲ為テ課税スル所ハ生産者ハ之ヲ黙許スル権利ヲ有セズ、且数ハ買者ハ全国民ト
一個人トヲ論セズ之ヲ償フヲ得ズ了自由ノ権利ヲ有スレバナリ、
（二）此法ハ他国トノ交易及ヒ其文明ノ所得ヲ為ス、此事ハ実ニ然リ、此言ハ有力ナル反対
説ナリ、然レ凡此税則ヲ禁止セズモ此徴収法ニ於テ注意スル所ハ其害ヲ見ズ、商人及ヒ他
国ノ人々之ニ付キ怨ヲ参スルハ税則ノ自体ヨリハ寧ロ収税者ノ傲慢、不法、無礼ナルニアリ、税
則ヲ以テ歳入トスルニ反対スル声ノ高キ者ハ、人民ノ多数ニ非ズシテ、唯已ノ特別ノ工ニ生ズル不完全
ナル歳入法ト為ニ於テ年々課税ヲ受ケル者ト及ヒ之ト相結合スル者ヨリ参スルヲ常トス、
（三）此税ノ収集ニ付キテハ動モスレバ大ナル腐敗ヲ起スコトアリ、此事ハ実ニ然リ、然レ
凡此弊害ハ何レノ収税法ニ於テモ免レ難キ一ナル者ノ一ナリ、
（四）此税法ハ国ト国トノ間ニ疎遠又怨恨ヲ生ズルノ本ト為ナリ、此事モ亦実ニ然リ、然レ凡
実際ニ於テ見レバ其異際ヲ区分スルハ実ニ数フルニ足ラズノ小数ニ過ギズ

百八十三章　（五）印税（スタンプ）及ヒ凡ノ職業ノ上ニ課税スルコトハ国家必要ノ極ニ逼ル時ニ於テノ
ミ之ヲ允許スルコトヲ得ベシ、凡ノ国民ノ幸福ヲ望ムニ成ルタケ得ナリ其職業ノ自由ヲ求メザルベカラ
ザレバ、此税法ハ反対スル人多シ、且此納税者ニモ時ハ不都合ノ感セシムル者ナレバ此税法
ニハ反対スル者多シ、且此税ヲ大国民ニ取リテハ価値ナキ少額ノ税ナルハ甫歳入ノ便ニ
ヲ且ナシ、
百八十四章　（六）所得税ハ蓋シ納税者ニ尤モ悪ク感スル者ナリ、所得ヲ得ル者ハ之ヲ未来ニ其中
ヨリ税ヲ納ルベキ性質ノ者ニ非ズ、所得ノ人々之ヲ隠匿スルコト易キ者ナリ、又未来人ノ秘密
ノ物ニ対シ、公然ノ所以ヲ為シテ其中ニ侵入セントスルコトハ甚ダ嫌フベキコトナリ、所得税ハ財本ノ積
重ヲ妨グル者ナリ、故ニ所得税ハ動モスレハ欺罔ヲ為シテ之ニ返報シ、資本家又ハ生産的企
謀ヲ為スニ於テ安全ナル自由ノ傾向ヲ阻抑シ、又納税者ト国家トノ間ニ絶エス衝突ヲ起
ス者ナリ、故ニ所得税ハ国家ガ必要ニ逼リテ、且非常ノ行為ノ歳入ノ手段ナリ、只事
ニ臨ム国家ニテ其国民ノ財産ヲ多ク剰余アル国ニ於テハ之ヲ課スルヲ許スベキナリ、
百八十五章　自防（セルフデフェンス）ハ国家ノ天然ノ権利ニシテ又其義務ナリ、然レ凡此事ハ他ノ国
家ノ権利ヲ論セズ又国民ノ権利ヲ壓シテ背理騒乱ニ至ラサルヲ度トスベシ、若シ他
ヨリ侵掠ヲ受ケル時ハ其ノ力ヲ以テ戦ヲ為ス防禦ヲナサバ、ト云フコトハ生活モノハ物ノ天然ノ法則ナ
リ、天然ノ猛力、例ヘハ地震大災ノ如キニ抵抗シ、余既ニ其多ノ侵害ニ抵抗シ、以テ其形ノ力、

即チ動物ノ防禦ノ害ニ抵抗スルト同様ニ、全ノ権力ニ抵抗シ、我自由、秩序、所有物ヲ侵
犯ニ抵抗セシムヘキ（トス）。其侵犯ハ他国ヨリ来ルモ、国内ノ動
乱ヨリ来ルモ同様ナリ。之ヲ防禦スルハ一個人ノ防禦ト同シク堅忍辛抱ヲ要スヘシ。人
ニ於テ此レ抵抗セスシテ苦痛ヲ忍フニモ界限アリ。其界限ヲ論シハ不当適度トスナリ。
其最後ノ手段ハ戦争ナリ。此ノ如キ内ニ於テ戦争モ亦正理ナリ。博愛ノ説ニ於テ
神ハ此世界ノ中ニ進歩スルニ及ビ、平安ヲ得ヘク自然ニ世界ニ流行スヘクトナシ、此ノ如キ八月ニ
戦争ノ機会ヲ戦争ヲ允許スル協会ハ漸ク(?)ニ減スヘシ。然レ尺猶不完全ナル世界ニ
留存スル間ハ法則ニ合ハスル抑制ノ行ハレ…戦争ハ亦余ヲ止ムヘカラサルヘシ
而シテ防禦スル為ニ国家ハ己ノ領分内ニ於テ…ノ社会ノ資財ヲ取リテ之ヲ己ノ用ニ供スルハ
相当ノコトナリ。国民ノ財産ト、国民ノ動力トハ、必ス合ハ社会ノ勢力ノ成分ナリ。国家ハ自ラ
主権ノ決断ヲ以テ之ヲ防害ニ応用セン（トスルナリ）。手紙ノ習慣、及ヒ此習慣ノ中ニ成長
スル所ノ権理ハ法制自由ト云ヘ、其為メニ其地ヲ避ケサル（トス）。法律ハ戦争ノ時ニハ沈
黙スルナリ。国家ハ一個人ノ所有ヲ取リテ己ノ物トナシ、又ハ之ヲ破壊スコトアリ。又人民ヲシテ
兵籍ニ登録スルナリ。此ノ如キ大国家ニカハ、只全社会ノ幸福ノ為ニ働ク（ヘキ者ナレハ）
明白ニ此コトヲ得スル日ニ於テ、至極ノ困苦ト注意トヲ以テ動ク。又公衆ノ資財ノ平均ヲ失ハサル様ニ
之ヲ使用セサル（ヘカラサルナリ）。

百八十六章　威権ノ保持　国家カ其正当ナル規則ヲ施行スル権利及ヒ義務ハ、国家存立之

ノ適度ニ係スル者ナリ。国家ハ管理スル勢力ヲ以テ成立ス。管理ヲ止ムル時ハ其勢力モ消滅ス。
国家ノ意思ハ其範囲内ニ於テハ最上ノ者ナリ。人其意思ヲ行ヒ、且ツ之ニ反シテ定動アラシムルコトハ
国家ノ権利ニシテ又義務ナリ。人各々必ス要スル所ハ、国家ノ意思及ヒ意思ノ権利ヲ要望スルコトハ
不都合ノコトナリ。国家カ正当ニ此ノ意思ヲ遂行スルノ方法ハ、其天然ノ界域ニ準リ
テ定メサル（トス）。即チ社会ノ現世的ノ利益ヲ保ツ界域トスナル（トス）。凡ソ現世ノ利益
ハ国家ノ意思ヲ行フ方法ト合シテ一体トナル者ナルハ其之ヲ行フ方法ハ其目的ヲ完成ス
ルニ足ルノ法ヲ取ラサル（トス）。以テ現世ノ勢力ハ其界限ノ中ニ於テハ其至極ノ人ヲ以テ之ヲ用ル
ヲ以テ正当トナスヘシ。其法律ノ力ヲ保タンカ為メニ、刑罰ノ制裁ヲ用ヒテ、財産自由、
生命マデヲ取ルハ（其現世ノ方法ニ由リテ行フ現世ノ制抑）即チ国家ノ体ニ於テ可
有スルノ権利ナリ。唯完全ニ整備シタル社会ニハ、此ノ如キ形而上ノ制抑ヲ行フヲ得
ヘシ。利益上ヨリ見ル時ハ国家ノ威権制抑ハ恐怖ニテ可(?)ニ訓ヘ、人民ノ財産ヲ損害
スル者トスル法律ニ於テモ含有スルコトモ、然レ尺社会ノ中ニ法則ヲ…ス人ハ…スル者ナリ
間ニ彼等ニ向ヒテ剣ヲ揮フハ必要ノコトナリ。此事ヲ以テ、人類ノ性質中不朽ニテ有ル
等ノ性質ヨリ推理スルハ、大ナル誤ナリ。其事ハ現世利益ノ為メニ原理ヲ定メ居ル
ノ人類ノ身体ヨリ推測スルヲ以テ論理ニ協フ者トスルナリ。之ヲ事実ニ徴スルニ人ハ
或ル時ニ於テ、又或ハ地球ノ場所ニ於テ有形ノ体ヲ有チ居ル者ニシテ、即チ現世ノ界域内ニ居

八者七ハ且此ニ従ヒ天現世ノ下ニ傚ヒ上ニ傚ヒ下ニ傚フト一致ヒテ傚ヒ
ガフヒ人現世ノ目的ハ正当ニ現世ノ方法ニ依リテ得ラルヘキ幸福ヲ
鉄力ノ者又者七ハ現世ノ刺激ヲ外形ヲ依ノ制御ヲ用ヒテハ且ヒ其ノ
依ル方ノ心ヒ方法ヨリ

百八十七章　同家ノ威権ノ保ノ多ノ正当ノ方法ニ依ル
行フヘキ威律ヲ且約束ヲ作リ之ヲ施行スヘノ方法ヲ
リ之ヲ行ヘトモ不公案ヲ追慮、機嫌、偏頗、我欲、私依ヲ主義ヲ在
ル者ハ同家ノ威権ヲ亡ス者ヨリ同家ノ威権ヘ全ノ利
依ノ上ニ安全ヲ与フル者ヨリ留ヲテ正シキ法律ハ
同家ノ支柱ヨリ

法律ノ約款ハ忠実ニテ法ヲ守ル者ノ貴重ヲ表ハシ、法ヲ守ラサル者ノ刑罰ヲ施スヘキ
ヲ言ヒ

百八十八章　言言ハ忠実ヲ以テ之ヲ守ル者ニ対シテ之ヲ表ハシ
且言言ヲ以テ家国ヲ且行為ニ対シテ之ヲ表ハス、家国ヲ且行為ニ対シテハ
明、狙撃ノ軽減ヲ表ハス、家国ノ威権ヲ軍人及ヒ文人ノ徳義ニ対スル
只依存ト忠実ヨリ精神ヲ依ヲ多ニ必要ノ方ヲ
ニ於テ天威情的ノ信用ヲ得ヘキ者ヨリ

百八十九章　責罰ハ之ヲ法律ニ従ヒ之ヲ施行スヘキ者ヨリ、責罰ハ法律ノ要ヲ
シ又者ヨリ、責罰ハ法律ノ要ヲ超過スヘカラス、且ハ之ヲ表章ニ同一ノ決定ヲ
従者ヨリ、刑ヲ主トノ権要ヲ表章ヲ以テ多ノ刑ヲ用ヒタル者ヲ以テ
律ヲ忠実ニ尺施行ト社会ノ大目的トニ対シテ
適当ナル威権ノ実具ヲ以テ之ヲ施行ス者、無実
ヨリ

百九十章　無実刑罰ノ直接ノ目的ハ邪悪ノ防禦ニ
又之ヲ防ヒ而且多人ニ刑罰ヲ施ヒ刑法ノ
目的ハ邪悪ノ防禦ニ在リ、山ノ目的ハ邪悪ノ防禦ニ
ニ大ニ面ノ領ヒ社会ノ目的ハ邪悪ノ防禦ニ在リ、山
依テ刑ヲ行フ者ニ刑ヲ施ス者ハ社会ノ
ヲ表明ハ人民ノ心中ニ社会ノ公ニ一切験ヲ
明白ニ非ラサル目的ノ依テ刑ヲ施ス者ハ
者又ハ同様ニ刑法ヲ社会ノ通常ノ手段ヲ
刑ヲ人民ノ同情ヲ失ハサル様ニ施ス者ヲ

故に、法律の威厳と基礎と、秩序と安寧と外曲の惨状とを
為す者なり

百九十一章　上に述べた二種の目的に達する為、刑法の第三の
効力は、

百九十二章　国家が行う所の刑罰の方法は、特別の罰金、禁獄、及び
り、刑罰方法は、社会の有様及び四人民の品性に依りて差異あり
廉しい要ある者、区別なり主旨にて宜しく、等級あり、但
悪を為す者に懲罰を行い、人を救うその真生命を全うせんが
りが為に、此事に関する天然の気性を以て、自ら悪人を行う
右とするより救うべし、罰金は、自由刑の国家に於て、時として向一ケ人の許伝
一定ありとするの収入にあらず、公安秩序に対し邪悪なる
ことをなすべからず、必ず刑の度を進むべきことに従い、精密な区別
之を除去もし、邪悪を責罰し、一個人の身に住とどまらしめ
置くべきなり、

刑罰の第二の目的即ち社会を道徳と教示とに付き
益に安寧の感情を衝突し、又は公共の礼儀を攻撃する邪悪を防止
打撲

過失なくして、公共の安寧に於て邪悪の刑罰を免し、多くは刑罰を
行うに人の見ずして之を為すことあり、

百九十三章　刑罰の等級は、

百九十四章　(一)　邪悪の性質に依りて同しからざるの
刑罰の多寡、凡その他の事情又も之を重大邪悪の最も重
刑に処すべきこと、

(二)　刑罰の軽重に邪悪の軽重に従うべきこと、且つ
百九十四章　等級の定まり難きときは、軽き方の罪に従うべし、

百九十五章　(三)　刑罰の軽重の区別は、多数及び強力を以て等級
に於ても、なるべく重きに処すべし、

百九十六章　(四)　刑罰の軽重の異なる一ケ人に於て邪悪の為より重罪
結束を結ぶに至るに、一ケ人に於て邪悪の為より重罪
百九十六章　(四)　刑罰の社会の道徳の風俗に依りて異なること、
又、邪悪、事もに依りて異なること、一般に通達せん者、
ならず、

第三編　政府の自治（ポリチカル、アクトリチイ）

百九十七章　凡そ自治の管理と自己に組成せん法律を作り、且自己に成ほり布告して且自

己ノ法律ヲ解釈シ施行スルニシ、合セテ之ヲ言ヘハ、他国ノ干渉ヲ受ケスシテ、自己ノ国事
ヲ処分スルハ国家ノ権利ナリ、是ヲ自治ノ権利ト云フ、即チ是ハ別ニ云ヘル所ナリ

百九十八章　自治権利ハ国家ノ有スヘキ権利ノ内ニ包含セリ、国家ノ真ノ意想ハ
社会ノ現世ノ利益ヲ支配スル為ニ、努力ヲ団結シテ一体ヲ作ルニアリ、管理ノ威権ヲ自由
ニ活動セシムルニ、外ヨリ来リテ之ニ干渉スルヲ容レハ、国家ノ性格ヲ害シテ、別部ト為ルモノ
ナルヲ以テ有ナルハ甚タ之ヲ排除セサルヘカラス

自治ノ権ハ内政事ノ威権ニシテ、国家ハ各地、郡府等ニ分配セリトテ、其ノ勢力ヲ
衰弱セシメル者ニ非ス、然レ共国家ノ構造ハ生命ノ一結セル者ニ、郡府ノ政ハ之ヲ国家ノ
政ニ服属セサルヘカラス、此服属ノ法ニ依リテ、猶此ノ州郡ニ分チテ其土地ニ政令ヲ行ハ
シメハ即チ其政界ナリ、此州郡ヲ其自国内ニ於テ、現世ノ民事ニ付キテ直接ニ管理
スル者アリ、是レ夫ノ小大各地ノ社会ニテモ同シク其政事ヲ行ハシムルナリ、此事ハ
各個ノ市民ニ其各人ノ事ヲ処スル自由ヲ與ヘ、以テ全体ノ国家ノ利益ト相伴ハシメルノ
要道ナリ

百九十九章　国家カ自己ノ自治ヲ保ツハ其権利ナルト共ニ其義務ナリ、国家ハ
屈撓セス堅固ニシテ、他国ヨリノ命令干渉ヲ拒絶シ、己ノ行為ヲ独立ニシ、其適当ノ体ト
責任ノ度程ニ、又自ニ尊崇ノ事ヲ為ハナラス、以テ己ノ威権ト独断ヲ保タサル可ラス

国家ノ事務ヲ服属セシメル主権ハ国家ノ名実ト其広大ナ体トニ、又対スル者ナリ、

二百章　国家ノ自治ハ其憲法ニ依リテ、各種ニ分界シタル国家ノ立法、国家ノ司法、
国家ノ行政是ナリ

国家ハ自主ナレモ亦一定ノ規則アリテ行ヒ、責任ノ下ニ立テリ、自治ノ分界困難ナルニ従ヒ、
其責任ノ方法モ其分界ニ依リテ一様ナラス、国家ノ構造スル所ノ人民ハ其需ヲ為ス行動
ニ於テ上帝ニ責任ヲ負ヒ、又或ル度ニ於テ国家ニモ責任ヲ負フナリ、国家ノ各政治ノ各
部分ハ人民ニ対シテ責任ヲ負ヒ、之ニ干シテ礼儀ト相互ノ尊崇ヲ失ハサル様ニシ、又政
治ヲ為ス所ノ各部ニ対シテモ責任ヲ負ヒ、官民関係ノ事ヲ往復シ、共ニ政治ノ勢力ヲ
保挙スル者ナリ、凡ソ責任ノ種類ト其定度ハ、夫ノ干係ニ依リテ異同一ナラス、人其
ノ上ニ決シテ絶対ノ自治ヲ了スセシ、責任ハ数千万ノ形体ト程度トアリテ、一個人又
ハ二社会ヲ論セス、其行動ノ種ト其仕方ノ中ニ発現スル者ナリ、只是ニ付キテ起ルハ左ノ疑問
ナリ、曰、誰人ニ対シ、幾許ノ広サニ於テ、如何ナル方法ニ依リテ、此責任ヲ負フ者ハ保持セシ、且ツ
施スヘキハ、者ナルヤト、

二百〇一章　国家ノ憲法（コンスチチューション）（オルガニック ロウ）（法ト政ム）ハ其政治ノ原理及形体ニ関シ、政治社会ノ
意思ヲ発表セル者ナリ、此法ハ基礎ノ法ニシテ、政治的社会ハ全活動ハ皆之ニ支配セラレ
常ニ之ニ依テ最高ノ者ト認許サル、実ニ是ニ依リ、憲法ハ政治威権ノ元来ノ座位、

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167
ガラス使用

即チ社会自体ノ外ニハ他ニ上告スヘキ所ノナキ者ナリ。
元初法ハ人民ノ知識開進ノ歴史ニ於テ成文ノ憲法又ハ其一人又ハ其勅序トナス場
合又ハ直当ノ形体ヲ現ハス者ナリ。未来自由ナル社会ニ於テハ此法ハ人民ノ指示ニ依リテ成リ、
或ハ其時勢ノ許ス限リハ人民ノ総意ニ依リテ之ヲ設許セシ法令ニ成ル者ナリ。古代ノ歴史
ニ於テハ蓋シ外部ノ勢力（又）ニ依リテ事ヲ為ス。以事形体ノ中ニ於テ構成シテ見ル国民ノ
允許ヲ経テ其成就ニ至ルヲ見ル。英国ニ於テ此勅許ハ大憲章ト法国ニ於テ路易
十八世ノ完全ナル允許ノ如キ是ナリ。又或ハ国家ト君僕ヲ要スル人民トノ両勢力ノ間
ノ約束ニ由リテ成ル者アリ。其上ニ又定マル習慣ハ国家ノ基本法ノ上ニ慣例ノ面目ヲ
現ハス者ニシテ、此事ハ主権ナル社会ノ思意及ビ意思ヲ其中ニ包含スルナリ。下ニ記スル
所ノ国家ノ元初ノ法律ノ全体ノ目的ナリ。(一) 指定セル一個人又ハ人民ノ団体ニテ
成レル社会ヲ可有セル政治形体ノ力ヲ明示ス。(二) 其明示セル勢力ヲ働カス思想及ビ
方法ト形容トヲ定メ又ハ且示スルナリ。
此如キ明示ニ非ズシテ他ノ直接又ハ包含ノ条件ニ開ケル勢力ハ常ニ社会自身ノ中ニ所蔵
スル者ナリ。廃棄ノ権、改革ノ権、其元初法即憲法ヲ改正スル権ノ如キハ常ニ其中
ニ含蓄シテ存スル所ノ者ナリ。其変化改革ノ為メノ方法ハ行ハレ此黒機自身ニ依リテ指図セラレ
ト共ニ其権ハ国民ノ含蓄シテ可有スルナリ。

元初ノ法律ハ故ニ是ノ国家ノ外面ノ構造ト其形体ヲ創造主造成スルナリ。此構
造ハ社会ノ支隆生活力ヲ為ス之ノ表章ナリ。
最モ成熟シ最モ完全ナル国家ニ於テハ以事組織ノ機能ハ之ヲ三部ニ分チ常
ニ其三部分ハ国家自治ノ範囲ニ於テ之ヲ定メタル者ナリ。曰ク立法、曰ク司法、曰ク行政是
ナリ。
二百〇二章　国家立法ノ役目ハ国家自己ノ働及ビ国民ノ働ナル政治形体ノ法律ヲ
定ムルニアリ。立法ハ国民ノ威権ノ座位ニシテ又其法ヲ定ムルハ全国民ノ良心ノ許ス
所ニ依ルナリ。但シ正ニ適應ノ高等ナル威権又ハ国家ノ基本ナル法律（又）元初ノ
法即憲法ニ反スル所ハ此限ニアラズ。
尤モ文明ニ進メル国民ニ於テハ立法ノ勢力ハ二種ノ（通常）合異ナル名代人ノ合同シ働
キニ委托スルナリ。其一ハ殊ニ人民ニ近キ者ニシテ其撰挙ニ由ル者ニシテ其在
任ノ期ハ少シク短カシ。是ヲ名代院又ハ平民院ト名ク。其他ハ殊ニ保守ノ体ヲ守
成ル者ニシテ其在任ハ少シク長ク、国家ノ他ノ役員又ハ構造体ニ由リテ撰挙セラルヽ
者ナリ。此立法者ト行政者トノ法令ハ其法律ノ完全ニ政事上ニ施行シ、又ハ他国
ト手係上ニ於ケル事務ヲ行フニ尤モ希望スヘキナリ。
立法官ノ命令ハ必ズモ其中ニ一般ノ安全ト一般ノ尊敬トヲ保ツコトシテ之ヲ名ケテ
成（加）又法トスルナリトス。此ノ如キ条件トハ国家ノ法律ノ大分ヲ造成スル者ナリ。

二百〇三章 凡ソ国家ノ法律即チ元初法、成文法、不言法ノ如キ皆ナ、之ヲ各个ノ場合
ニ応用スルニ臨ミ、詳ニ之ヲ解釈スルハ、司法官適当ノ役目ナリ。不言法ハ道常習慣
法ト云ヒ、成文法ト区別セリ。社会ノ習慣ニ於テ認識シ実用シタル者ニシテ、天与公義
ノ正理ト云ヒ、之ヲ解釈スヘキナリ。
司法ノ行為ニ付キテ久シク許サレタル場合ハ、只市民ノ役吏(?)、即チ政事社会ノ間ニ起ル所ノ争
論ノ場合ニ於テ且御シ為スナリ。司法ノ職権ハ家ノ争訟ニ於テ争論スル所ノ外ニ出ル
能ハス、其役目ハ単ニ現在ノ場合ニ於テ特別ニ応用スル法律ノ解釈ニ過キス。其決断
スル所ハ更ニ高等ノ職権ヲ以テ之ヲ廃止スルマテハ、之ニ且先決トシテ之ニ従ハサルヘカラサル者ナリ。
司法ノ解釈ハ特別ノ事柄ヲ保全セサル所ノ者ナリ。故ニ法律ノ判断ハ、都合ト方弁トノ両者ヲ待
ツニ依リテ決スルノミニ非ス。又之ヲ利益スル所ノ争訟ノ反対カ、此場合ニ於テ真理ノ完全ナル発揮
ヲ生スヘキヲ假定スル、重キ者ナリ。善ク真理ノ発揮ハ公正ナル判断ノ為メニ要スル様合ヲ(?)
生スル者ナルヘキナリ。
司法ノ職域ハ国家ノ法律ノ諸種、即チ元初法、成文律、習慣律ト云ヘルノ及フ所ヲ得ヘキ
者ナリ。司法ハ其法律ヲ以テ適応ノ為ニ高等ナル原理、一定ナル習慣、即チ社会ノ本意
ト相協合セシメテ之ヲ解釈スルナリ。又成文ノ法律及ヒ元初律ノ如キ一般ノ適応ト相協合セ
ハ、時ニ司法ハ其目的ヲ以テ国民ノ政治ニ用フヘキ法律ニ少ナカラサル所ヲ宣言スルコトアリ。
極ムル所ハ都合ナリ。司法ノ範囲ハ、イカナル法律ニテモ宣言スルコトアリ。

二百〇四章 司法ハ法律ノ正理（シガンヒ）ト衡平（エクイチー）トノ区別ヲ保定シ、法律ノ正理ハ
成文法及ヒ習慣法ニテ解釈セシ正理ナリ。衡平ハ人ノ心ニ法律中ニ入ラサル所ノ
正理ニシテ、即チ一般ノ法律ヲ以テ之ヲ律スヘカラサル所ノ事実ト必要トヲ保護シ之ニ
ナサハヨリ起ル所ノ正理ナリ。時トシテ此司法ノ行為ノ二事ニ付キテ国家ハ別ニ二ノ審院ヲ
建ルコトアリ。一ヲ法律ノ審院ト云ヒ、一ヲ衡平又ハ無疑動ノ審院トス。又或時ニハ一个ノ
審院ニテ、法律ト衡平トノ両者ヲ裁判スルノ権ヲ保スルコトアリ。又此如キ審院ニテハ一
端ニテ法律ヲ裁判シ、一端ニテ衡平ヲ裁判ス。此二事ヲ裁判スル場合ニ於テハ習慣ト
法律トノ国家ナル原理ニ依リテ之ヲ行ス。但シ其両者ノ互ニ相触ルル所ノ度ヲ定ム(?)。
二百〇五章 国家ノ行政ノ職分ハ立法部ノ成文法及ヒ命令、司法部ノ判決ヲ
施行シ、各ニ其効ヲ生セシムルハ他ノ二部ハ唯ニ政治ノ用ヲ為ス所ナリ。行政部ハ国家政治ノ首トナ
リ、又他ノ国家ト相交際スルニ自ラ之ヲ任ス。以テ行政官ノ職分ハ、行政官ニ一般ニ社
会ノ秩序ヲ監視シ、立法又ハ人民ニ適度ナル方法ヲ加フルヲ重ンス(?)。

第四篇 政治ノ成長

二百〇六章 成長スルハ国家ノ権利ナリ。其適当ナル政治ノ生命ニ、成熟及ヒ最高ナル
完全ヲ與フルヲ要ス。国家ノ大ナル錯誤タル国内ハ、人民ノ現世ノ安全幸福ヲ進ムルニ

在ルカ如キ人的事ノ各部ニ於テ社会ノ現世ノ幸福ヲ最モ高カラシメ国家ノ勝利ヲ之ニ基礎ス

成長トハ生命ノ元来ノ性質ヲ従テ之ヲ助ケ完全ニ発育セシムルヲ謂フ而シテ植物ノ根元ノ法則ニ適当ナル方法ヲ施シ実ヲ結ビ種ヲ播キ満足ヲ与ヘ完全ニ至ラシムルヲ謂フ等ノ義ニ於テ然リ

二百〇七章

国家ノ成長ニ関スル諸般ノ事項

八件ニ関係ノ性質ニ良善ナル変遷ノ見ル可キヲ以テ之ヲ定律トシ種ノ男児ヲシテ国家ノ成長進歩ヲ期セシムル所ノ部

(一) 土地 (二) 人民 (三) 政治 (四) 財貨及ヒ右ノ元質 (五) 人

会元気 (一) 土地 (二) 人民 (三) 政治 (四) 財貨及ヒ右ノ元質 (五) 人

民ノ健康 (衛生) ノ如キ (六) 公共ノ識力 (七) 公共ノ道徳

二百〇八章

此ニ掲ケタル方法 (国家ノ進歩及ヒ幸福ヲ成長ス) ニ関スル事項ノ行動ニ或ハ

格言ニ依リテ之ヲ行ヒ又ハ之ヲ命令シ得ル者ナリ

(一) 以上ノ幸福ノ進行ヲ計ルニハ国家ノ成立ノ目的ヲ堅ク守リテ進ムヲ

(二) 此方法ニ於テ行動スル者ハ一般ノ幸福ヲ最モ重ンジ一個人ノ行動ヲ之ニ従ハシム

(三) 此方法ノ行ハルル事ニモ、又人ノ意念、企画及ヒ社会ノ公共格言ニ凡国家ノ名ヲ冒シ正当ナル活動ノ中ニ在リテ不埋ニ依ル者ヲ人ト称シ此活動ノ助ケヲ為ス人ヲ云フ又此格言ノ助ケヲ為スニハ又他ノ方法ヲ以テ之ヲ為シ得ル者ヲ云フ

家ニイタルマデノ一般ノ事項ニ関シ用ヒラルル方法ヲ云フ而シテ此等ハ又

其施行ノ方法ヲ工夫スルノ権ヲ与ヘ且ツ之ヲ為スヲ義務トス

上ノ如キ人ヲ以テ且ツ此原則ニ依ルヲ以テ立憲国家ノ役人トス

(三) 凡ソ格言ハ凡ソ希望ニ基キ公共ノ利益ヲ防護スル事ヲ言フ

格言ハ堅固ナル格言ヲ以テ最モ尺度トス此格言ハ国家ノ公共ノ利益ヲ防護シ且ツ放棄セザル可カラザル事ヲ指令的ノ格言トシテ行ハルル事ヲ云フ

第一解

土地ノ開墾

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167　ガラス使用

二百〇九章　国家ハ其土地ノ廣大ノ方ヨリ（一）ハ附ノ
ものさしよし（二）ハ獲得スルヲ
しやすし（三）ハ捷利ヲ
（一）附加ノ他ノ国家ヲ属セシム土地ノ附属ヲ
イヒ他ノ国家ヲ之ヲ保ヒテ自領地ト合テ一体ト
ナシ而シテ其ノ属地ノ民ニ堅固ノ服ヲ
得ルノ権利ヲイヒ一般人間ノ決定セル要望ノ目的ヲ
辻合ヲ容須スルニ必ス権利ヲ以テ
ハラヒ人家ノ破壊スルヲイヒ一般ニ罪トスル
ヲ以テ人ヲ殺ノ野蛮人ガ廣大ナル土地ヲ散在シテ
良スルヲイヒ之ヲ保ヒ居ハ人生ノ福ノ
キヲ計ノ負ヒ多数ノ者ノ利益ヲ
ハラヒ人ヲ放棄スルヲ許スヲ明ヲ
ほトもキ方ヲ許ルヲ決定セル時ニ
（二）獲得ト隣接ノ国家トノ間ニ置ク者ヲイヒ
全体ノ安寧ノ為ニハ退座ニ於テ久行ヲ
ヲ以テ他ノ国家ヲ合シテ一ト為ラントス
（三）土地ノ捷利ハ只戦争ノ時ニ於テノミ
受ケ損失ノ償還ヲ久行サルヲイヒ

第二解　人民ノ増加

二百十章　国家ハ其人口ノ減ヒトヒヲ捷利
其ヲ生活ノ方法ヲ自給ノ為ニ他ヨリ
血ノ人口ノ増加セシ為ニ他ノ国民ヲ移住セシムルニ
ハ他国ノ民ヲ招ク方法ヲ為ヒ自ラ損ヲ
又自国ノ生命ヲ同化セシムル為ニ他ノ国ノ民ヲ
称ヒ者ヲイヒ此方法ヲ為ヒ限制ヲ
ハラヒ他国ノ民ヲ招ヒ自ラ損ヲ
大ナル時ニ於テハ国家ハ大ニ危険ヲ
市ヒ同一体トナルヲ勿セシ

第三解　公共ノ進歩　憲術ヲ使用　連信

二百十一章　国家ハ内部ノ力ヲ増スヲ為ニ其人民
通ノ高ヒノ権利ヲ

此人民ノ伴侶ノ結合ヲモ構成シ、即チ行動ノ原由ノ大ナル主要ナル者ハ左ノ如シ
(一)旅行及ヒ商賣ノ貫通(二)商業貿易ノ必要ナル方法(三)其国民間ニ於テ知識ノ
交換ノ方法是ナリ

二百十二章　公共ノ進歩ハ、凡ソ国民ヲシテ其人身ト財産トニ付キ大ニ相互ニ最良ノ交際ヲ為サシムルコトハ、社会ノ安全ト生活ニ付テ要スル所ナリ、凡ソ溝渠ノ如キ鉄道ノ如キ公共ノ道路ヲ開キ又ハ之ヲ保持スルコトハ固ヨリ一私人又ハ其土地ノ会社ニ任カスベカラザルモノ国家ハ其全体ノ社会ニ於テ最高ノ責任ニテ保存ノ船ヲ造リ此如キ道路ヲ供給シ、保持スルトイフコトハ其権利ニシテ又其義務ナリ、又明白ナル必須ノ場合ニ於テ此道路ヲ延長スルコトアルハ直接間接ニ之ヲ補助シ、又此ノ如キ公共ノ道路カ他ヨリ好得ノ要ヲ居ルナラハ是又同ク国家ノ権利ニシテ又其義務ナリ

二百十三章　量衡ノ尺度　財産ノ交換ニ常ニ用フル、人ノ甚タ多キノ道路ノ必要ナルカ如ク、財産ノ交換ニ付キテハ商業交換ノ準度即チ其器具ハ其必要ナル故ニ量衡及ヒ尺度ニ付キテ一国ノ準度ハ一国ノ流通貨幣ハ明白ニ必要ノ者ナリ、此ニ者ヲ定ムルコトハ元来国家主権ノ特権トシテ保持サルヽ所ナリ
初メニ記シタル方法ニ付キテハ他ノ国家ニ於テモ大ニ希望スヘキコトハ其全クシタル量衡ト尺度トハ堅固ニシテ動カスヘカラサルトイフコトニシテ、其全国ヲ通シテ同一ナルヘキニアリ

同一ニシテ使用ノ際ハ甚タ容易ナルニアリ、或ハ又他国ト定メタル者ト相通用スベク便利ナルニアリ、貨幣ノ方法ノ如キ其分割法及ヒ其名目ハ通常个人社会ノ便利ニ依リテ之ヲ定ムヘシ而シテ又凡テ国民ノ進歩ノ中ニ得タル所ノ経験ハ現今ニ於テ商業ノ此界ノ範囲ハ一般ニ十進法ヲ用ユルトアルニアリ、是ハ特ニ人々習熟スル所ニシテ又一般ニ慮ラレ易ク又都合ヨキ法ナルカナリ、而シテ量衡ト尺度ノ準度ハ物理学ト天文学トニ由リテ得ラレ、或ハ其保存ニ於テ定メタル所ハ大地ノ子午線ノ周囲ヨリ得ラレタル形ト赤道ニ於ケル引重ノ力ニ依リテ之ヲ定ムルヲ定トスヘキナリ

二百十四章　貨幣　国家ハ其貨幣ニ於ケル権利及ヒ義務ヨリシテ、社会ノ要用ノ為メニ、其ノ主権ニ属シテ生スルノ義務アリ、凡ソ貨物ノ増殖ハ全ク貨物ノ交換ヲ便利ニスルニアリ、此ノ会ノ事ノ達トシテ[illegible]之ヲ為スニ便利ナル器具ヲ作リ[illegible]ノ必要ナリ、貨幣ハ種々ノ意味アリ、其最モ大ナル意味ニ於テ即チ此器具ヲ表示スル者ナリ
故ニ貨幣ハ商賣ノ価値ノ交換ヲ便利ニスル為メノ代人ナリ、又[illegible]者ナリ、貨幣ハ価値ノ代人ナリ、価値ノ代人ニシテ、即チ価値ニアラス、貨幣ノ[illegible]自身ニ真固有ノ価値アル者トシ其本来ノ貨幣トナスベキ所ハ[illegible]

有モ只有形物ナリ山物ハモミ極印ヲ打ヌル後ハ且固有ノ價値ヲ保持ス、且價値ヲ或
ハ名代トス價値ト同様大ナリトアリ、或ハ大ヨリ減サスコトアリ、甚シキハ極印ヲ削落
スル片ハ全ク貨幣ノ作用ヲ失フナリ、黄金ハ貨幣ニ作ルコトヲ得テ、又極印スルコトヲ
得テ故ニ貨幣トナルコトヲ得ヘシ、此モ只其有スル價値ニ因ルナリ、其名代人トナリテ
現ハス、價値ハ黄金ノ價値ト相干係スルナリ、且價値ヲスハ黄金ヲ以テ貨幣トナ
リスル上ニ生スル價値ナリ、此事実ハ貨幣ノ本来ノ性質及ヒ其利用ニ付キテ明白ニシ
テ精密ニ見出スヘキ(鑑)ナリ、貨幣ナクテ此等無ノ價値ハ金ヲ且ツ名代人トシテ専リテ存ス、故
ニ貨幣ノ増多ハ其結果ヲ退歩ナル結果ハ社会ノ富ヲ加フル者ニ非ス、貨幣ハ唯
鑄造セル量サ二三二ゲーシ、或ハ二五八ゲーシニシテ、大ナル人ノ交ヲ物ヲ為ス黄金ヲ
ズハ只高貴ノ價値ノ所ヲ攸暫ク令ニシテ、之ニ依テ物貨ノ價値ヲ増加スルノ力アル者
ニ非ス、
貨幣ノ使大戒令ハ媒介ノ性ニシテ其交易セル價値ノ交換ヲ便利ニスルノ器
械ナリ、山ノ如キ媒介ノ必要ナルコトハ容易ニ之ヲ悉ルコトヲ得ヘシ、農人ハ穀物ヲ作ル、
其他ノ服ハ衣服砂糖茶、家具、家屋ヲ作ルヘシ、然レドモ彼ハ只其作ル所ノ穀物ノミヲ以テ
需用ニ供セス、又タ上ニ記セル如キ品ヲ作リ得サル諸物ヲ必要トスルナリ、故ニ彼ハ山ト彼
トヲ相交換セサルヘカラス、然シ此モ必用トスル衣服ト恰モ相等均ノ穀物ヲ
裁縫師ニ要スル者ニ要スル砂糖ト茶トニ等均スル穀物ヲ雑貨商ニ望ルコトハ殆ント為シ
得ヘカラサルコトナリ、彼其時ニ於テハ己ト残餘ノ穀物ヲ唐物商又ハ商家ニ賣ルハ只
彼ノ必用ナリ、又裁縫師又ハ雑貨商ニ於テハ其代價ヲ於車ト商家トヨリ受ル
コトヲ得テ、此ハ只ニ彼カ穀物ノ代リニ必用ナル衣服砂糖茶ヲ得ルニ大ナル便利ヲ得
ルナルヘシ、貨幣ハ彼ノ為ニ精細ニ且働クノ為ス、是則貨幣ノ其一ノ役目ニシテ、交換ノ
器械トシテ首是ナリ、
貨幣ノ便利ノ為ニ無ノ交換トシテハ高貴ノ價値ニ属スルコトナリ、是ニ依テ
貨幣ハ市場ニ於テ價値ノ有セル或ル物ト於テ、同シ市場ニ於テ同等ノ價値ノ有セル
物ト交換スルノ便利ナリ、

二百十五章 然レ共貨幣ハ交換ノ器械トシテ、價値ノ準度及ヒ因家ニテ門
交換ノ價値ノ合一ヲ縁定スルノ力アリ、貨幣ノ片ハ物ヲ賣ルニ干價値ヲ表
于貨幣ハ市場ニ於テ、受取ル干價値ハ市場ニ於テ、他ノ商品ノ價値ト同等ナ
ルコトヲ表示スルナリ、凡ソ市場ニ於テ、或ハ賣リ、或ハ買ヒ、或ハ交換スル物品ニハ、或
ハ價値ノ準度無ルヘカラス、此ニ依テ必要トスルナリ、此企謀ノ為ニハ、他ノ市場

ノ物品ノ価値ノ関係ヲ定ムル為メニ或ル物ノ特用ヲ為ス
者ノ種ノ時代ニ於テ、山地度ノ定ムル為メニ種ノ
ヲ以用ニ供ス為メニ互ヒニ一般ニ之ヲ採用スル
迄ニ於ケル費用ニ当リテ金ト銀トノ価値ハ他ノ
物ニ比シ比較価値ノ変化ハ少ナシ今或物(金銀)製造ノ費
用ノ平均数(中数)ヲ算スルニ昔時代ニ於テ此二ケノ変化
他ノ物ニ比シ度ト云ヒ久シキヲ経用トシ領市ノ地度
価ノ定メ及ヒ山物産(金銀)ノ費用ニ他ノ一般ノ物ニ
モサシテ用ヲ為ス

又此ノ物質ノ分量ヲ以テ指定ノ価値ノ一致ヲ定メタル
リ仮ニ領市ハ十分ノ九ノ金ニシテ且重ク二五八グレーンニ
価ヲ有スト云ヒ又ハ貨幣ニ変化ヲ生ゼサル一
数ヲ有スル二ノ分割ヲ要スル場合ニ向テ
ノ分量ニモ亦変化ヲ生ゼサル為メニ領市ハ
ノ名目ヲ以テ互ニ同価ニ通用スルノ定メヲ
ノ価値ノ大度ヲ一致ノ
領市ハ其ノ物ニ其ノ価値ノ大度

ハ領市ノ定メ重サ二五八グレーンニシテ十分一ノ混合物ニ黄金ノ
之ヲ準度ト一致、価値ノ準度ト一致ノ度ヲ云ヒ物ヲ
即チ通用セシムルト云フ者ナリ

領市ハ元来価値ノ表人トシテ現ハレ者ナルガ
固ヨリ自分ニ価値ノ有ル物ヲ以テ之ニ金ノ価値ヲ平均
可キ分量ヲ以テ紙幣ヲモ之ニ別ケ使用スル者ニ
就テ見ルニ、即チ黄金ト仮幣トハ
ラザル通領市トシ両物ノ兼用ヲ以テ
ノ山ニ者ヲ法令ヲ以テ
未領市ハ単一ナル希望ヲ者ナリ、実際ニ之ヲ
白ヒニ価値ヲ有ル通用領市ヲ有ル者ヲ以テ
領市トシテ分ニ用ヒ甲乙ノ分量ヲ定ヲ以テ
分量ノ法ニ之ノ混合ヲ(二)其価ヲ表シ、(三)金領ヲ
ヲ便利ナラシメ又盗賊失セノ患ヲ防ヒ(一)其物用ニ
ヲ用ノミノ価値ヲ領市即チ仮幣ニ対シ又対仮ノ
用ヲ為ス限リニ於テ其通用ニ土地ノ限リ、(二)他国ニ

換用セシムルコト極メテ容易ナレバナリ（三）此貨ハ之ガ為ニ国際ノ平均ヲ保シガ為ニ頗
ル佳良ナル規則ヲ定メ置カザル可カラズトス。其為メニハ商家又ハ其官吏ガ之
ヲ見逃シ之ヲ棄置セザルコトニ付キテ能ク監視セザルベカラズ

二百十六章　貨幣ノ性質ニ付キ尚従ノ解説ヲ為スコト上ノ如シ。且ツニ由リテ、国家ハ
此有ル実質ノ物ヲ用ヒ是ヲ以テ其国ノ貨幣制度ト合体シ、尤モ主トシテ堅固ナル便利法
ヲ立ルコト名質ヲ選ザルナリ[illegible]容易ニ決定スル事ヲ得ベシ

（一）貨幣ヲ作ルノ素質ハ之ヲ以テ適当ナル標準及ビ価値ノ一致ヲ定ムルニ足ルノ性質
中ハ堅固ナルベキ一大ニシテ他国ニテ用ユル物ト符合スベシ而シテ精密ニ注意シテ其製作
ノ費用ヲ為ス一般ニ他ノ商品ノ費用ニ比シテ其価値ヲ立テザルベカラズトス

（二）其金体ヲ区分シ又ハ重積スルニハ常ニ用法ノ便利ヲ主トシテ之ヲ定ムベシ
体ニ十進ノ法ヲ採取スベシ

（三）之ニ用ユル物質ハ若シ其国有ノ価値其表出ノ価値ト同一ナル物ヲ用ユルトキハ
体ニ充ル法ヲ用ユベシ其千係ノ価値ニ於テ堅固ナルベシ永ク保持スベシ種々ノ印紀ヲ受
ケ之ニ損スベシ偽造スルニ難ナルベシ使用スルニ便利ナルベシ美麗ニシテ人ノ好ミヲ
引クベシ

黄金属ノ他ノ物質（金属ニ比スレバ）此性質ヲ有スルノ度甚ダ多シ。然レドモ一個ノ物質
ニ止テ以テ種々ノ物価値ニ相当スルコト能ハザレバ、金ハ依テ大ナル価値ノ為メニ之ヲ選用スベク
銀ハ之ヨリ小ナル価値ニ用ユベシ又銅ハ最モ等ノ金属ハ更ニ下等ノ名目ニ之ヲ用フ
ベシ

（四）二種ノ流通貨幣ノ用ヲ為スニハ其準価ハ亦全ク別ナリ（一）紙幣ハ容易ニ真貨ニ
換用スルコトヲ得ベシ、又或ハ他国ノ商用貨幣ト同価ヲ保セ合スベシ然ラザレバ真正ノ価
値ヲ表スルコト能ハズ然レバ全ク偽幣タルヲ免レズ（二）故ニ紙幣ハ精密ナル準
備アルヲ要シテ常ニ其所有者ノ意思ニ依リテ黄金又ハ其他ノ貨幣ニ交換スルコトヲ得シ
ムベシ（三）偽造ヲ防ギ久ク保存シテ又偽造シ難ク再出ニ依リテ其美麗ヲ保タシムルハ
最モ希望スル所ナリ

（五）国ノ貨幣制度ハ商業交換ノ平便ヲ保ツノ為メ、凡テノ争論ノ上ニ立ツノ
威権アル（トナスベシ）法ニ適ヘル貨幣ハ商業ノ願望ヲ調和スル為ニ法ニ適ヘル
看守人タラザル可カラズトナス

（六）貨幣制度ハ成ルベク其変化ヲ少クセザル可カラズトス、若シ甲党ヨリ乙党ヨリ低
下シ価値ノ変更スルガ為メニ甲党ニ其負債ヲ負ハシメ又ハ創作ノ時ニ於テ其思

蓋シ久シヨリハ高キ価値ヲ附輔シメンガ為ニ、流通ノ価値ヲ失ヒタルヿハ明白ニ
不正理ナリ。

(七) 流通ノ分量ハ精密ニ商売ノ需用ニ適合セザルベシ。其分量ハ場合ニ依リテ大ニ異同アリ。則チ国ノ富ニ由リテ異ナリ、人口ニ由リテ異ナリ、貿易ノ所作ニ由リテ異ナリ。

然レ氏或ハ一定ノ分量ヲ定ムベキ絶対ノ必要ハアラズ。蓋シ国ノ流通額、商売ノ需須ヨリ過多ナル片ハ自然ニ商品ノ法則ニ従ハザルベカラズ。即チ其平準ヲ見ハサン。其ノ金貨ノ如キ過多ナル片ハ或ハ之ヲ工藝ノ為ニ鎔鑠シ、又ハ他国ノ貨アル者ト交換スルナリ。若シ又紙幣過多ナル片ハ之ヲ収回シテ商売ノ平準ヲ関ハニ至ラシムベシ。然レ氏紙幣ノ過剰大ヨリハ其危害少ナシ。蓋シ労等ナラザルハ金ヲ有スル片ハ其貨幣トスルノ量ハ其貯蔵シテ準備ノ金塊ノ量ニ過ギサルナリ。是レ紙大片ハ金ト同ジク収還即交換ノ為メニ同量ノ準備ヲ要スナリ。不正ノ国家ニテハ或ハ貨幣ヲ要リシ、或ハ収還ノ方法ナクシテ紙幣ヲ発行スル者アリ。又ハ偽造シテ労要ナル用法ニ供スル者アリ。此ノ如キ不正ノヿハ、旦国人ノ厭悪ヲ招クニ過キズ。不得已ノ場合例ヘバ戦争ノ時ノ如キハ国家ハ売買貨幣ヨリ便ナル借用ノ法ハ補助ヲ為サシムルモノナリ。恰モ国家ハ国民ノ財産ヲ取リテ己ノ物トシテ支散スル法ヲ行フベカラズ。必要ハ法律ナリトスルハ此ノ如キ時ニ於テ擅行スルヿ適用ス可キ誤謬ナル格言ナリ。是レ適リテ要用スベキ如キ必須ナル片ハ単一ナル公策ト見ナシテ国ノ貨幣ハ常ニ真実ノ貨幣ニ換ルベキヿヲ望ムナリ。然ナ其価及ビ即紙ト十数ト成ハ真実ノ価値ヲ表セシムルヿヲ望ムナリ。山如キ真実ナル貨幣ニ于リ未ダ過ギズ。然生ズルモ実ノ危険ヨリ見ルヿナシ。貿易ノ原理ハ之ノ堅ナルヿナリ。文之ヲ従ハラモナシ。

貨幣白席ノ物ヲ発行スル法ニ於テ必ズシモヿニ非ズ。貿易ノ交換ハ尚物ト物ト、即チ商品ト商品トヲ以テ相交換ス。或ハ信用ノ信用ヲ以テ之ヲ行ヒ、或ハ交換ノ切手、又手形ヲ以テ之ヲ行ス。広大ナル貿易ニ於テハ其交換及其調理ハ大抵此法ヲ以テ之ヲ行ス。大ニ流通貨幣ノ可ナルモ、概平行ノ集合セル多数ノ授受、即チ其平分ノ九ハ其信用ハ手形又ハ切手ノ如キ者ニテ、貨幣ヲ用ヰルヿナクシテ其用ヲ達スルナリ。故ニ大数貨幣ヲ備ヘ置クハ此場合ニハ必要ノヿニ非ズトス。此ノ山ノ中ニ要用ナル交換ノ法ヲ用ヒシメテ、其充ヲ希望スル所ハ安全ナル用ヲナス。是国ナリ。

二百十七章 知識ノ交通

人民ノ為ニ益アル社会ニ必要ナルヿハ、相互ニ其

山中ト平野ト平野トヲ相交通スルニアリ又鉄道ノ修築ノ向ニ於テ国情大利益ハ
互ニ相親睦ヲ急ニスルニアリ又相互ニ援助スルノ方法モ亦山中ニ存ス故ニ堅固ナル社会
ノ為ニハ通信ノ便利ヲ多クシ秩序ト保持ノ方法ヲ以テ完全スルナリ又鉄道ノ安寧ニ至
要ナル者ナリ又ハ国家ハ自ラノ任意及ビ管理ノ下ニ於テ電信及ビ郵便ヲ行ハザル
ヘカラズ又之ヲ保持スルニ費用ヲ要スルナリ又ハ故ニ事上ヨリ利便ナキノ問題
ナリ

第四解　国資ノ発達

二百十八章　国家ノ外部ノ力ヲ成長セシムルノ権利アリ国家ノ力ハ率体ナル現世的
ナリ故ニ現今ノ世界ノ利益ノ為メニカヲ合セザル（ナラス、
現世ノ勢力ハ之ヲ二種ニ分ツ道徳及ビ実物（資財）是ナリ此二者ハ国家ノ自
体ノ中ニ於テ現ハレ又形体トシテ現ハシ一方ニハ国民ノ間ニ分配スナキ物トシテ現ハ実ハナリ
由ニ当ル方法ニ於テハ現世ノ道徳及ビ有形物ノ権力ヲ増加スルコトハ国家ノ権利ニ
シテ又其義務ナリ此二者ハ国家ノ中ニ包有シ以テ国民ニ之ヲ所有セシムルナリ
此二者ノ勢力ノ倉庫（道徳ト実物）ナリテ合併ヲ以テ自由ナル精密ナル区別ヲ立
ツルコトナリ其二外面ノ権力ヲ成長セシムナリ国家ニ於テ便利大ナリ又道徳
カノ増進ノ如キハ修身文ニ於テ詳ニ之ヲ後ニ述ベ山処ニ於テハ特ニ有形物ノ増加ハ

テ限リトスベシ即チ国家ノ有形ナル国資ト財貨ノ増加是ナリ又
国家ノ天然ノ資産ハ地下ノ財産ニ属スル物ニシテ（石炭、鉄、貴金、及ビ其他ノ物）
又ハ土地ノ表面ニ在ル所ノ森林及ビ太[illegible]ノ下ニ在ル肥土ニシテ何レモ人ノ勉力ニ依リテ
利益ヲ生シ其産物ヲ増加スルコトヲ得ベシ故ニ国家経済学ノ有形ノ事ト財貨
勉作ノ生産物ニシテ各個物品ノ交換スベキ価値ハ全ク其物ヲ生ズルニ付キテ為
費シタル労力ニ属スルコトヲ本来ノ理ヲ考究シタル者ナリ又其定理ハ有形物ノ価
値ト又種々ノ変形ニシテ之ヲ適用スベキ者ナリ又是レ民生産スル勉力ハ有形ノ富
増スベキ所ノ収益及ビ方法ナリトス安全ニ保護スベキ者ナリ故ニ国家ハ其有形ノ力ヲ成長セシメ
ントスル必要財貨ノ増加スル所ノハ人民ノ工業ノ保護セザルベカラズ

二百十九章　山人民ノ工業（事業）之ヲ分テ三大部分トナス（一）開発（プロヂュース）（二）生産（プロダクト）（三）分配（ヂストリビュート）是ナリ
開発ノ事業ハ人ノ未ダ用ニ供セザル物ヲ自然ヨリ採取スルコトナリ山事業ハ主ト
シテ鉱山ノ富ヲ開発スルコトナリ而シテ此事ノ道徳ノ定理ニテモ大ニ其開発事業ノ格
別ナル種類即チ採掘ト鋳錬トノ事業ヲ行フニツキテ解説スルナリ
生産ノ事業ハ二個ノ重要ナル事業ヲ包括ス一ハ農業ニシテ一ハ工業ナリ

分配ノ事業ハ産物ノ必要アル交換ノ為ニスル所ノ事ニシテ、國民中商賈ヲ営ム者
ヲ以テ之ヲ表明ス、即チ山海ニ陸ニ運送ヲ業トスル所ノ人民ノ之ニ属スル者ナリ、
故ニ全体ハ一國ノ生物産出事業ノ大ナル代表者トシテ開鑛、農耕、工業、分配ノ各業
ヲ目トシテ指定スルナリ

第二十章　生産事業ノ備部ノ干係ニ於テハ國家ノ通常ノ定義ハ、構造アル
國家ノ固有ノ性質ハ現実ノ紀録ニ據リテ容易ニ定メ得ヘシ、全ク換言スレ
ハ即チ國家ハ法令一般ノ現世ノ安全幸福ノ為メニ成立セル者ナリ、故ニ此一般ノ
安寧ヲ得ル最高度ニ達セシメントシテ勉ムルハ國家ノ政治上ノ権利ニシテ又其義
務ナリ、是ニ於テハ、果シテ國土ノ界域ト法律ノ遠懼ト（中間ニ）（地理上ノ境
界ト其事ノ成ス所ノ目的ト）ニ於テハ、之ヲ成業スルニ非ス、道徳ノ原理ヲ碍ケザルノ
間ハ、其物産ヲ増加スルニ於テ、専限ナキナリ、且國土ノ界域ト法律ノ界域
ノ内ニ於テ其界限ヲ為スナシ、凡ソ國家ノ其ニテ性質ト構造トスル政治ノ組織ニ於テ、
其集合力ト構造スル本幹ニ於テハ其一個人ノ市民ニ由ル、又ハ其内ニ包括セル、土地限
リノ中ナル社会ニ由リテハ、生産的ノ勉業ハ上ニ述ル所上ノ理由ヲ行フナシ、歴史ニ依
ルニ政府ハ自己ノ名義又ハ自己ノ指示ニ由リテ開鑛ノ事業ヲ進行シ、又森林又ハ
牧地、田畠ニ於テハ、其監督又ハ奏成ヲ行ヒ、人民ノ防護必須ニ於テ自己ノ要用ニ為
要スル國生産的ノ工業ハ其監督ヲ奏成シ、又道路運送ノ便ヲ備ヘ、商品ノ分
配ヲ成就シ、以テ自己ノ要用及ヒ國民ノ利益ノ為メニ其開席ヲ指示スルナリ、歴史
ノ證スル所ニ依ルニ、政府ノ命令ハ唯消極的、唯防禦的ノ範囲ニ限リトセントスル
陳説ハ道理ニ反スル所ナリ、國家ノ権利義務ハ之ニ反シテ積極的ニ政治
社会ノ生産的事業ノ全体ヲ高上シ隆盛シ、奏成スルニアリ、
山積極的ノ奏成ハ、時明ノ要スル時ハ、生産的事業ノ各個ノ部分ニ及ホシ
施スヘキナリ、國家ハ構造体ノ全体ナル其安全ヲ各人民ノ健全ナル協恩
ト其職務ニ属スルナリ、各人ノ各肢体（人民）病気又ハ衰弱スル時ハ活動
ナキ場合ニ其國家ノ其疾病ヲ医治シ其体質ヲ回復シ其職務ノ制衛スル
為メニ準備ナカルヘカラス、且國家ノ権利トシテ又義務ナリ、此原理ハ天理
ハ道理ニシテ、又道徳ノ原理ナリ、並ヒニ此例ト経験ノ命令ヲ守ルヘキナリ、
然ルニ國ノ生産的事業ヲ高進スルニ付キ國家ニ於テハ、大ナル界限アリ、第一ハ
國家ニシテ之ヲ為スノ目的照準ハ、専純ニ全般ノ安全幸福ニ在ラサル可ラス、故ニ特別
ナル生産的事業ヲ以テ目的トスヘカラス、又政府ノ全体ノ安全健康ノ為メニ付キテ開礦
農耕、工作、商賈ノ事ヲ國家自ラ之ニ干係セサルヘカラス、又一個人、一会社、一地ノ社

合ヒ利益アルヿヽ之ヲ補助スルヿ
カラズ
第二ニ一個人ヽ土地ノ企画ヲ
セントスル協合ニ於テハ国家ハ
ヘカラズ、其ヿアルモノノ大原理ハ
ノヿ、一個人又ハ一土地ノ企画ノ
ル通理ヲ国家ノ庇護上ノ権利ト
(一)凡ソ同中ノ人員ハ
隣人事業ヲ妨ケ、従事スル
大ナル血族ノ連行ヲ自由ノ博
ヲ要ス連行ヲ進ムル
(二)一個人ノ企画ハ
ヒ行ヒ、更ニ費用ヲ
(三)数個ノ共ノ企画ノ
互相ノ事ヲ
之ヲ防止シ

幸福ヲ計ルヿヲ
希望スルヿヲ
(四)生産的ノ事業ニ於テハ
気力ノ強ヒ者ヲ
外ニ於テハ自ラ生産的ノ事業ニ
ヘカラズ
第三ニ下ニ述ブル
生産的企画ノ為ニ
然ノ犬牛ニハ
設ケ有ラユル人ヽ
宿ヲ行ヒ
産的事業ノ改良
ル如ヒ協合ニ於テハ
業ニ一个人又ハ一地方ノ
追々従ヒ向ヒニ
ノ如ヒ一般ニ
三ヲ二十一章

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167　ガラス使用

蓋シ其ノ方法ニ之ヲ分テハ曰ク直接曰ク間接
直接ノ方法ハ其目前ニアルモノ例ヘハ希望セル農事ノ物産ヲ作リ又山林ヲ保護シ樹植シ害虫ヲ殺戮シ物産ノ妨碍ヲ除キ必要ナル方法又ハ物産ノ発見又ハ用ニ之ヲ益ヘシムルヲ其事業ノ勢力ヲ添フルナリ
間接ノ方法ハ其市民ニ安全及ヒ有切ノ企図ヲ遂ケ地ヲ得ル者ニシテ例ヘハ他国ヨリ来ル諸貨物産ニ入口税ヲ課スルカ如キ是ナリ又ハ於テ此国家ニ於テハ此方法ニ於テハ先ツ之ヲ国民ト各当大産物其安全ヲ権利ヲ与フルカ為ニ此法律ヲ基本トシテ一個人ノ企図ヲ養成スルハ此事ハ国内ニ於テ一個人ノ希図ヲ保全スル及ヒ其根…其情形ナリテ其論スル国ノ政府ノ法律ハ大抵ハ其全体ノ法律ニ於テ生産的事業ノ権利ヲ保全スルヲ以テ主要トス又特別ノ法律ヲ立ツルモ亦一ノ国ニモ又ツニモ其主意ハ同一ナリ即チ発明ニ向テ特許ヲ著書ニ向テ版権ノ如キ是ナリ又産物ノ交換ニ於テモ同ク法律ヲ用ヒ為メ安全ナル道路ヲ開キ又之ヲ保持スルナリ故ニ政府ハ交易ノ事業ヲ制御シ長養シ之カ為ニ港湾ヲ開キ航海ヲ改善シ灯明台ヲ立テ又商船ノ危難ノ為ニ其援助ヲ備ヘ通商ノ企図ヲ防護シ増進セシメンカ為ニ自国ノ海軍ヲ他国ノ海上ニ送ルナリ…凡ソ諸事業ノ中ニ於テ政府ノ防護ヲ最モ多ク

要スルハ通商事業ナリ其一トス而シテ此事ハ殊ニ行フニ大ニ注意スル所ナリ

第二十三章

此ノ場合ニ於テハ外国ヨリ来レル物産ニ入口税ヲ課シテ国内ノ特待ノ生産的事業ニ力ヲ添フルハ国家ニ於テ必要ナリトス此事ニ応用通常ノ政治通俗ノ一般ノ原理ハ次ノ如クナルヘシ第一ニ此事ニ上ノ関係ニテシテハ相允ノ格言アリ凡ソ物産ヲ作ルノ選択ハ政府ニ於テ之ヲ干渉スヘカラス一個人ニ委任スヘシトスヘキ者ナリ凡ソ世界ニ於テ最良大者ハ各個ノ国ニ於テモ亦最良ナリ各国ハ必スヤ世界ヲ成スニ於テ者ナルナリ此事ハ大量大政略ニ於テ其巧妙ナル術ナリ一個人ニ又ハ其政治会ニ於テ但之レ者ナリ其一個人ノ進歩ニ任スル所ハ各々ヒトシキ国モ亦其作リ出ス所ノ物品ハ自然ニ最良ニシテ安クシテ価値アル物ヲ作リ出スニ至ルニシ国民ト国民トノ間ノ売買ハ自由ヲ要スルハ殊ニ世界ノ利益ヲ多クニ希望スルナリナリ人民ノ為ニ人民ノ勉強カヲ得又之ヲ増進スルハ故ニ自由交易ハ一般ノ規則トシテ国家ノ為ニ沿ス政略ナリト之ヲ然レモ自然推理ニ依テ先見スル者ナリ之ヲ実際ニ応用スルニ於テ除外例アラン然ルノミナラス
其一ハ自由交易ノ原理ハ国内ノ事業ノ為ニ不利益ナル為メニハ之ヲ応用セサルヘキ又故ニモシ国内ノ産物国家ノ必要ニ於テ之ニ課税セルニトモ其ハ外国ヨリ来ル可ノ同様ノ物産ハ必ス同一ノ課税ヲ要スルハ外ニ其事ニ至ル

第三ニハ特別ノ必須アル所ハ国家ハ他国ヨリノ供給ヲ絶シテ、或ハ物品ハ自国
ニオイテ製造セサル（ヘ）カラズ。故ニ凡ソ戦争ニオイテ必要ナル物品ハ国家ハ且モ界域ノ
内ヨリ産出セサル（ヘカラス）カラス。明白ナル道理ニシテ全ク此ニアルナリ。自国ノ存立ハ
他ノ大国ノ任意ニ依リテ危険ナルノ恐アリ。此ノ如キ自防ニ必要ナル物品ハ之ヲ作ルノ
人民ヲ保護セサルヘカラサルノ義務アリ。而シテ十分ニ之ヲ保護セントスルニハ要ニ
又外国ノ競争ヲ防禦シ得ルニ至ルマデ之ヲ為スヲ必要トス。自由交易ノ原理
ニ軍事防衛ノ物品ニ関シテハ或ハ之ヲ廃止セントスヘカラス。カヘッテ海軍ノ勢力
ヲ助クルニ強大ナル商船ヲ保有スルモ、一国ニテ自防ノ利益ヨリシテ自国ノ
船舶ヲ造ルヲ助クル為ニ、異ハ一カラザル自由交易ノ利益ヲ犠牲ニセンヘカラズ
ナリ。故ニ木材、鉄、其他ノ船舶製造ニ必要ナル材料ハ、外国ヨリノ入港ニ
対シテ特別ノ入口税ヲ課シテ、国内ニテ船舶ヲ作ルヲ助クルハ、甚鉅大ナリ。
船舶ニ就テ、他国ノ勢力ニ信頼スルハ、今日世界交通ノ時ニアリテ、自ラ防禦
スルノ必要ト両立シ難キ者ナリ。故ニ国家必須ノ場合ニオイテハ、絶対ナル自由交
易ノ政略ヲ棄ルハ、允許スヘクシテ又希望スヘキナリ。
第四ニ、国家ハ其国民ノ十分ノ発達ヲ求ムルカ為ニハ特別ナル生産的事業

ヲ助クルコトアリ。故ニ新タナル国ニオイテハ、天然ノ国資未タ十分ニ発達
セサルニ、財本完備セサル工業、又機械不十分、市場遠クシテ其他物産ノ不便
ナルノ方法ヲ妨得スル国ニオイテハ、国家ハ自利トスヘキノ事情ニ據リテ、彼ノ希
国ノ道理又担保ヲ異ニシテ、保護他国ヨリ来レル保護ニシテ利益アル物産ノ供給ヲ
防クコトアリ。競争トスルハ実ニ貿易ノ生命ニシテ、必要ナル利器ニシテ又整理
者又但過ナリ。然ル人ト人トノ間ノ競争ハ、彼ノ果ヲ仇怨、憂剣、及ヒ破壊ナル
ナリ。新事業ノ最初ノ産物ハ、常ニ価ノ高キ者ナリ。天然ノ国資ニオイテハ、大ナル
利益アル者ナルモ、其企図ノ幼稚ナル間ハ他ヨリ保持スル者ナケレハ、其貿
易ニオイテハ他国ノ成長シタル不遠慮ニ競争ニ対シテ自ラ其立脚ヲ固クスル能ハサル
リ。今一時ノ補助ハ国資ノ発達目的ヲ鞏固スルヲ得（然ラサレハ遂ニ之ヲ失ハサ
ル者）。商品ヲ廉価ニ売ルコトヲ得ルトスルトキハ、信ヲ寡言ナリ、然ルニ国家ノ
手段ハ実ニ一个人ノ企望ノ及ハサル為ニ、個人ノ允許スル所ナリ。且入口税ノ法ノ
ニ由リテ他国ヨリ来ル破壊的ノ競争（税法）ヲ防止スルコトハ、政事道徳ノ適当ナル原理
ニ依リテ之ヲ禁止セントスルモ、禁止税ハ軍ニ必要ナルコトアリ。物品ノ価ヲ高クスルニ由
テ物価ノ下落ヲ防クノ規則立チタル税法ハ、人民ノ常備ノ命令ニ由リテ維持
エーセル

学ノ法ニ由テ布ニ与ヘラルヽ者ナリ

第五解　公共ノ健全

二百二十三章　社会ノ健全ノ為メニ注意ヲ加フルハ国家ノ権利ニシテ又其義務ナリ。

而後ノ健全トイフコトハ現世ノ人々ノ準備ノ基礎ナリ国家ガ此事ニ注意スルハ全ク現世ノ人ノ範囲ニ於テ之ヲ行フベシ此注意ニ一個人又ハ他ノ社会ニ委托シテ安全ヲ得ル者ニ非ズ国家カ種々ノ方法ヲ以テ積極的ニ此事ニ干渉スルハ高上ナル全般ノ安全幸福ノ為メニ非ザレバ[illegible]ラザルコトナリ衛生法律トイフモノハイツモ必シモ切ナル者ニ非ズ此法律モ或ハ悪シク之ヲ取扱フトキハ其民或ハ厭ワテラルヽ此法律ニ必要ノ者ナリ検疫規則伝染病ノ法律ニ拠リテ命スル所ノ街衢ノ清潔、家ノ通風、汚物ノ掃棄、避病院、貧病院及ビ施薬院ノ設立、信任スル医術ノ従人ノ進歩、一般ノ種痘ノ如キ必要ナル者及其他此ノ如キ事ノ者ハ悉ク全ク一個人ニ委任シ能ハザル所ノ国家ノ必要ノ事件ナリ。

第六解　公共ノ教育

二百二十四章　国民ニ知識ヲ得セシムルハ国家ノ権利ニシテ又其義務ナリ。

知識ハ人々ノ現世ニ於テ殊ニ肝要ノ準備ナリ知識トイフ者ハ固ヨリ不朽ニ持続セザルニアラザル者ナレドモ現世ニ於テ欠クベカラザル事ニシテ全ク国家ノ範囲中ニアリ知識ハ現世ノ利益ニシテ又共通ノ利益トナルベキ者ナレバ之ニ注意シ之ヲ奨励スルハ全ク国家ノ事業ニ属スルナリ

国家ガ此注意ヲ為スノ権利義務ハ其政治ノ国安全及ビ幸福ノ為メニ之ヲ行フ者ナリ自由ナル民政ノ国ニ於テハ其国有セル普通選挙ノ事ヲ行フコトニ之ヲ為スニ其知識ノ必要トスル所ナリ又人民カ責任ノ意味ニ於テ政府ノ勢力風雅ニ帯ヒ大制抑スルモ亦一般人民ノ知識ヲ要スルナリ一般ノ知識ハ国家ノ開発ヲ作ルニモ準備タルモ有形ノ自貨ヲ作ルニ必要ナリ又此準備ナル労力ハ生産的ノ事業ニ於テ熟練セル労力ハ不熟練ノ労力ニ比スレバ其価値ノ大ナルコトハ大ニ経験ニ由テ知ル所ナリ或ハ事業ニ於テハ人ノ事ハ動物ニ比スレバ其価値ノ大ナル者ナリ知識ハ人ノ準備ノ方法又物品ナリ其人民ノ現時ノ準備ヲ為スベキ国家ノ範囲内ノコトナリ其上ニ知識ハ人自ノ不朽ノ物品ノ為初ノ要質ナリ而シテ国家ハ国人ノ為メ自己ノ為メニ此不且範囲及ビ其職業ノ内ニ於テハ人ノ欠クベカラザル偉大ナル目的ヲ得シメンガ為メニ現世ノ社会ニ於テノ此物品ニ注意ヲ加ヘザルベカラザル者ナリ之ヲ為スニ知識ハ其ヲ追フコトハ国家ノ範囲ノ内ニ帰スル所ノ現世ノ利益ノ最大ノ一ナリ或ハ此物品ニ於テハ教育ノ利益ヲ以テ之ヲ一個人ノ手ニ任スルヲ却テ良善トナス

アリ此ノ如キ利益アルハ彼ノ適当ニ保持スルコトハ国家ノ義務ナリ而シテ或ル点ニ於テ此一個人ノ注意ガ適当ナル時ハ国家ハ之ヲ後助スルノ主宰ヲ為シテ常ニ之ヲ監視シ之ヲ整理シ又之ヲ奨励セザル可カラズ経験ハ尚ホ従前国家ニ於テ過度ニ此事ヲ行ヒタルモノハ未ダ見ザル所ナリ

二百二十五章 国家ノ其人民ノ為メニ普通教育ヲ施サンコトヲ欲スルノ度ハ一方ニ於テハ国家ノ富ト能力トニ関シ一方ニ於テハ人民ノ状態ニ関スルナリ貧窮ナル社会ニ在リテハ進歩セル教育ノ為メニ其児子ニ時間ヲ與ヘ而シテ勤労ノ賦役ヲ免カレシムル者アリ又教育ノ必要ナルモノ多クニ其費用ヲ支フルモ能ハザル者アリ此ノ国社会ニハ其人民ヲ教育シテ国民ノ通常ノ知識（技芸ノ余ニハ生活ノ事業ノ如キ）ヲ得セシメザル者ニシテモ猶之ヲ国家トシテ認定セシコトヲ望ム者モ写ニハ之アリ然レ凡国家ハ宜ク其人民ノ為メニハ宜勉強シテ其国民ニ高等ノ教育ヲ施スコトヲ求メザルカ其理想ノ教育上ノ管理ヲ上ニ用ヒザルガ此ノ如キハ実ニ道理ナキノコトト云ヒ其時ノ情況ニ十分ニ適度ヲ保ツノ知識ヲ以テ国ヲ動カシ其多数ノ為メニハ唯教育ノ普通度ノ位地ニ達スルコトヲ得セシ其少数ノ者ニハ熟練セル学者トシテ達シ亦ニ達スルコトヲ希望シ得ベシ夫レ国ノ極メノ少数ニハ又ハ物合セヨタ教育ノ制度ニ於テハ尤モ高等ナル地位ニ達スルコトヲ得ベシ教育ニ于テハ国家ノ格言タルノ如シ尤モ高等ニハ尤モ善良ニハ尤モ善

適スル教育ヲ行フ為メニ新主ノ準備ヲ補助ス可シ其準備ハ国家ノ目的ト人民ノ状態トニ之ヲ許ス可キ者ナルベシ

二百二十六章 国家ガ教育ニ注意スル適当ノ方法ヲ論ズルニ第一ニハ其全国民ノ教育ノ実施ニ一定ノ方法ヲ取ラシメントスルコトニシテ所謂普通教育ノ如キハ全社会ニ限リ幸福ノ基ヲ為スニ必要ナリトシテ且ツ必当ナル此事ノ範囲ニ於テハ之ヲ定ムルコトナリ児女ノ都合ヲ教育スル者ハ父母モ児ノ都合ヨリ衣服ノ着衣家屋食養ナキハ同様ナリスルハ国家ノ希ニ見ル所ナリ

第二ニ国家ハ適当ナル方法ヲ以テ堅固ナル普通教育ノ利益ノ為メニ一人一人又一地ノ社会ノ上ニ勉強ノ気ヲ奨励シ又之ヲ養成セシムルヲ務メザル可カラズ更ニ一般ノ知識及ビ堅固ナル学問ノ目的ノ為メニ要ヲ進シテ種々ノ道路ヲ開クベシ而シテ此事ハ国家ノ権利及ビ職分トシテ学術文学工芸ノ奨励ヲ為サザル可カラズ

第三 国家ハ陸軍海軍ノ如キ自己ノ必要ノ為メニ人ヲ訓練セシメ及ビ之ニ適当ナル規則ヲ定メザル可カラズ国民進歩ノ度ノ高キ所ニハ国政及ビ外交ヲ習練セシムル為ニ必要ノ学校ヲ立ツベシ

第四 国家ハ直接又ハ間接ニ於テ其地ノ社会ノ為メニ於テ小児ノ教育ヲ為シ尤モ普通ナル習練ノ学校ヲ準備セザル可カラズ又其保持ハ行ノ許ス限リハ

景を速に、また生命の技術教育等を完全に実施すること
（ロ）、職業的の技術教育は使用の機会を増加するため
補助金の給与を宣すること
第七節　公共の道徳

二百七十七章　国家の真社会において望ましい道徳の高進
等次の如し。

国家という者は各人道徳力を増大するため、必要有る
ときは、国家の行為として道徳の性質を有する一定の
事柄（その国民または他の国民）の事実上自由なる
活動を制限し得ること、世人の国家より自由なる
活動に対する義務の下にあること、等を認めるを
以て足れりとせず、進んで国家自ら道徳的性質を有する
行為をなすべきことを認めるに至れり。国家が自ら道徳的
行為をなすべきことは、真実なる道徳と相容れざるが
如くなれども、国家の自ら道徳的性質を有する行為は
又自ら道徳的性質を有するが故に、国家は自己の本
来の性質の命ずるに従い、なしうる限り、なるべく大方法
をもって道徳の高進を図るべきものなり。国家が国民一般の人
生最高の利益のために、なすべき事柄は、実に無数にして
国家は国民のために、なすべき義務も、また一個人、多くは一家族、又は
社会のために、なすべき義務に比して、決して軽からず。
堅固な道徳の利益を増進するために、国家は、まず第一に、国家
自ら道徳的性質を有する行為をなすべきことは、真実なる道徳と
相容れざるが如くなれども、国家の自ら道徳的性質を有する行為は
又自ら道徳的性質を有するが故に、国家は自己の本
来の性質の命ずるに従い、なしうる限り、なるべく大方法
をもって道徳の高進を図るべきものなり。国家が国民一般の人
生最高の利益のために、なすべき事柄は、実に無数にして
国家は国民のために、なすべき義務も、また一個人、多くは一家族、又は
社会のために、なすべき義務に比して、決して軽からず。
堅固な道徳の利益を増進するために、国家は、まず第一に、国家

第二百七十八章　国家が正当に又最も多く道徳の高進を図る
方法として

（一）国家の自ら行為をもって安全にまた極めて多く
効果ある行為方法は、真実なる法則（すなわち
善なる行為及び真性保存の執行をなすこと）を
定め、公正厳明なる裁判所をもって、倫理的人格
これ、最も厳重なる保護に、寛容なる大様なる自由を
与え、害悪なる行為、危険なる行為、他人の権利を
侵害する行為、他人の幸福を減殺する行為、
うべからず。

第二百七十八章　国家が正当に又最も多く道徳の高進を図る
方法として

（一）国家の自ら行為をもって安全にまた極めて多く
効果ある行為方法は、真実なる法則（すなわち
善なる行為及び真性保存の執行をなすこと）を
定め、公正厳明なる裁判所をもって、倫理的人格
これ、最も厳重なる保護に、寛容なる大様なる自由を
与え、害悪なる行為、危険なる行為、他人の権利を
侵害する行為、他人の幸福を減殺する行為、
うべからず。

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167
ガラス使用

其器械トナル者ヲ斥退シ、其立法ノ院、及ビ之ヲ周囲スル者、其司法ノ院、監獄乃至其他之ニ属スル政府ノ建造物、街衢及ビ政府営繕ノ家屋ニ於ケル大気ノ清浄ヲ保存シ、又国家カ管理ノ内ニ在ル可ノ人民及其[?]ニテ[?]行為ハ其市民及ビ世界ニ向ヒテ道徳ノ原理ノ例ヲ示サン（[?]ニ於テ国家ノ全体ノ生命ハ道徳ノ意味ヲ表明シ、ハ者ニシテ人畢竟ハ一ト[?]ノ力ヲ以テ人民ノ生命ノ上ニ於ケル例ヲ示シ、他ノ国民ノ品性行為ノ上ニモ同シク有力ノ好例ヲ提出スル者ナリ）

（二）国家ハ又其国民ノ道徳ヲ高[?]セシメ、以テ為メニ凡ソ人民ノ道徳ヲ頽落シ、及ビ之ヲ腐敗セシメントスル者ハ、皆其法令ヲ以テ駆斥セサル（ナラズ）不道徳ナル書物図画ノ発行ヲ禁止シ、猥褻ナル観物ヲ許容セズ、賭博場（遊戯場）唱家ヲ押廣シ、公正ノ醜態、喧嘩、酩酊ト遊戯ヲ禁ス又租税及ビ入口税ニ区別ヲ立テ、全ク之ヲ禁止スル[?]能ハサルモ凡ソ不当ナル品ハ過度ニ課シ、又公衆ノ厳粛清潔[?]ヲ害スル[?]物品ノ販売内国ノ生レト外国ヨリ入ルヲ論セズ其吟カウ推カ[?]（アテスニ）生[?]スルノ高貴ニ付テナニハ資産ノ成権ノ認許ト国御全ヲ納ムル（可得免許証）ト論リテ之ヲ売与フ許スベ、此事ハ法及ビ国度ヲ認許ノ品美シ夫ニ勿ク立法部ノ意見ト成テ之ヲ制抑シ、陰ニモヒトナスニ在ハ、其目的ハ道徳ノ利益ヲ失フナシ、

（三）国家ハ又其傾向ニ於テ、人民ノ習慣風俗事業ニ純清ニシテ情誼アル者ニハ非ズ（ア其帰向ヲ假リテ、法令ヲ其国ナル道徳ノ利益ノ、真ノ振張ヲ擴提ニ之ヲ為進ニハナリト為セシ）故ニ国家ハ、国家及ビ人衆ノ内ノ利害ヲ為ニ、其身ヲ献シ、又ハ常ニ刑行ナル大高ハ之ヲ称美シ、実ニ国ノ為ニ公共ノ仁愛ヲ為シ名ニハ記念碑ヲ立テ其功徳ヲ後ニ傳ヘ、又徳行及ビ博愛ノ事ニ尽力スル者ハ雅シテ方法ヲ以テ之ヲ援ケ、又其人民ヲ正直清潔、有徳ニ為サシメ、真正ノ同情ヲ以テ為シ得ル者ナリ。但合一ナルトキハ即チ国家ハ現世ノ範囲ヲ設ケ其方法ヲ以テ器械ニ依テ限リトスル者ナレバ直接ニ人ノ真心ニ入リ及ビ良心ニ注目スル（道徳本来ノ存在）注目スルコト能ハズ、国家ハ又内部ノ働キ、及ビ精神ノ目的ニ付テ吟味スル能ハズ、且行為ハ只外部ノ働キ[?]ヲ以テ判別ス（其外部ニ止マハナリ）。些ル凡ソ精神ノ外部ニ奉見スル表凡ソ中ノ外部ノ生命ニ審査スル者ハ、法ヲ国家ノ監督ニ要ス其識了、其整理ヲ受クルナリ、且中心ニ反抗スル衝動及ビ歴法ハ之ヲ管理セザル（ナラズ、此人ノ事ノ崇高ノ利益、冷淡ニシテ之ヲ掛ケナシ、其天道ノ主宰者ノ判断ニ於ル者ハ大上帝ニ対シテ為定アリ、此ハ只其国民ノ為ニ其危険ニシテ為ニ国家ノ自殺トナルベシ、国家ハ自ラ道徳ナラザル（ナラズ、道徳ニ行カセサル（ナラズ、其法令ニ道徳ヲ両テサル（ナラズ、此ノ如ク為シハ国家ハ衰退ヲ免モ二能ハズ、凡ソ歴史ノ示スル所ハ殊ニ、且公共ノ道徳ニ於テ法ニ因ル大ナル其周上ニ陥リ来レル返新ノ記録ナリ

第五編

国家及ヒ国民

二百二十九章　国家ニ係ル道徳ノ外ニ大部分ハ国家ト且合スト向ニ存スル所ノ道徳アリ、此部ニハ国民ノ国家ニ対スル権利及ヒ義務ヲ包括ス、

国民（ナシヨン）ハ一般ニ広クシテ雑多ナル言ヲ用ヒテ国家ノ地面ノ域内ニ居住スル者ハ一時他ヨリ寄留スル者モ之ヲ称スルヲ得ヘシ、夫ヨリ一段細密ナル意味ニ於テハ其国土ニ生ルヽ者及ヒ又ハ他国ヨリ来リテ法律ニ依リテ全ク国民ト結許サルヽ者ニ限リトスヘシ、合衆国ノ憲法ニ曰ク凡ソ合衆国ノ内ニ生レ、及ヒ帰化シテ国民ト許サレタル者ニシテ其国ノ政権ニ服従スル者ハ合衆国国民、及ヒ彼カ居住スル所ノ各州ノ居民ナリ、婦人及ヒ幼児ハ此定義ノ内ニ包括セリ、更ニ狭キ意味ニ依リテ言フ時ハ、国民ナル者ハ其国ノ政事ニ携ハル所ノ権利ヲ有スル者即チ言論及ヒ官職ニ進ムノ権アル者ニ限リトス、国民ノ権利ハ通常之ヲ名ケテ国民権ト云ヒ時トシテ国民全体ノ権利ト言論政進ノ権利トヲ同ニ区別ナク用フルコトアレトモ又之ヲ政治権ト云フ者アリ、又之ヲ更ニ狭キ意味ニ於テ国民権ト云フ者ハ他国人及ヒ内地出生ノ婦人幼児ハ合衆国ノ法律ニ於テ国民権ハ之ヲ有スルモ、政治権ヲ有スルコトヲ得ス、

是ニ由リテ、権利ト義務ト向及ヒ義務ト主観ト客観トノ間ニ重複ノ干係アリトキフツ理文一トシテ、凡テノ権利ハ皆義務ヲ包含セリ、事権利　義務ノ主観、属スル各ノ権利義務ニ義務ノ客観ニ属スル一致ノ義務ト権利トヲ包含ス、

故ニ国家ト国民トノ間ノ道徳干係ノ全田野ハ国家ニ於ケル人民ノ権利義務ヲ今ニ通観シテ再調査スヘシトセサルヘカラス、

第一解　国家ニ於ケル一個人ノ権利

二百三十章　国家ニ於ケル一個人ノ各ノ権利ハ其人ノ本用ノ存在ト、及ヒ且其目的ヲ解釈シテ之レヲ進行スルノ間ノ権利ナリ、人ハ造物者ナリ或ハ国家中ニ生存シテコレヲ希望スヘキナリ、而シテ国家ハ土地面ニ於テ或ル其思想ヲ充実スル者ニ希望サルヽ者ナリ、人ハ社会ヲ構造スル一支体トシテ生活シ、其思想ヲ充実スル者ナリ、人ハ国道ヲ承ケ其権利ヲ認識シ、之ヲ保護スルコト念逞ニ於テ其思想ノ内ニ抱ク者ナリ、尤モコレヲ要望スルハ当然ナリ、

且上ニ人ハ国家ヲ最モ長生スヘシト希望スルナリ、国家ハ単ニ現世ノミ成立スル者ナレトモ、人ハ精来未来ニ生活スルヲ得ヘキ者ナリ、人ノ最高ニシテ最貴ナル利益ハ此度不前ノ時ニアリテ、現世自ラ限ラレテ限定スヘシ、之ヲ人ノ性質中ノ或ル部分ハ社会的、現世的ナリ、其大ナル部分ハ社会及現世ノ有様ノ中ニ於テ進リキスナリ、此現世ノ部分ハ上帝ノ不朽ノ利益ヲ進メル為ノ目的ナラサルヘカラサル者ナリ、故ニ国家ハ一個人ノ不朽ノ安全幸福ヲ進

国民ノ国内ニ於テモ、又ハ他国ニ在リテモ、其法益ノ要求スル所ニ従ヒ、人民、生命、財産ノ権利、運動ノ自由等ヲ、侵害セラルル事ノ有ルニ当リ、国家ハ宜シク之ヲ防護シ、又ハ救済スルノ義務ヲ有ス。

二百三十三章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

二百三十四章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

此ノ権利ヲ行使スルニ当リテハ、国民ハ国家ニ対シ、其誠実ト信義トヲ以テ之ニ応ズルノ義務ヲ有ス。

二百三十五章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

此ノ権利ヲ行使スルニ当リテハ、国民ハ国家ニ対シ、其誠実ト信義トヲ以テ之ニ応ズルノ義務ヲ有ス。

二百三十六章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

此ノ権利ヲ行使スルニ当リテハ、国民ハ国家ニ対シ、其誠実ト信義トヲ以テ之ニ応ズルノ義務ヲ有ス。

二百三十七章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

此ノ権利ヲ行使スルニ当リテハ、国民ハ国家ニ対シ、其誠実ト信義トヲ以テ之ニ応ズルノ義務ヲ有ス。

二百三十八章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

此ノ権利ヲ行使スルニ当リテハ、国民ハ国家ニ対シ、其誠実ト信義トヲ以テ之ニ応ズルノ義務ヲ有ス。

二百三十九章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

此ノ権利ヲ行使スルニ当リテハ、国民ハ国家ニ対シ、其誠実ト信義トヲ以テ之ニ応ズルノ義務ヲ有ス。

二百四十章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

此ノ権利ヲ行使スルニ当リテハ、国民ハ国家ニ対シ、其誠実ト信義トヲ以テ之ニ応ズルノ義務ヲ有ス。

二百四十一章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

此ノ権利ヲ行使スルニ当リテハ、国民ハ国家ニ対シ、其誠実ト信義トヲ以テ之ニ応ズルノ義務ヲ有ス。

二百四十二章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

此ノ権利ヲ行使スルニ当リテハ、国民ハ国家ニ対シ、其誠実ト信義トヲ以テ之ニ応ズルノ義務ヲ有ス。

二百四十三章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

此ノ権利ヲ行使スルニ当リテハ、国民ハ国家ニ対シ、其誠実ト信義トヲ以テ之ニ応ズルノ義務ヲ有ス。

二百四十四章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

此ノ権利ヲ行使スルニ当リテハ、国民ハ国家ニ対シ、其誠実ト信義トヲ以テ之ニ応ズルノ義務ヲ有ス。

二百四十五章　凡ソ国家ハ国民ノ負ヘル義務ニ対シ、其請求ト同ニ法律上ノ権利ヲ有ス。

此ノ権利ヲ行使スルニ当リテハ、国民ハ国家ニ対シ、其誠実ト信義トヲ以テ之ニ応ズルノ義務ヲ有ス。

国立国会図書館　タイトル『理尔黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167　ガラス使用

ニ於テモ損、国家ハ多年ノ計劃ヲ一朝ニ破リ、又ハ生命ト等シキ財産ヲ失フ等ノ如キ、其損害ノ大抵ハ予メ之ヲ予定スルヲ得ヘク、且ツ之ニ対シテハ保険ノ法アリ、又ハ救助ノ途アリテ、其損害ヲ償フヘキ道理アリ、之ヲ名ケテ仮定ノ損害ト云フ、仮定ノ損害ニ対シテハ、之ヲ救助スルノ義務アリ、之ヲ救助スルハ、即チ人民ノ義務ニシテ、又国家ノ利益ナリ、

一ト雖モ、之ニ服従セサル者アルトキハ、戦争ハ其ノ目的ヲ達スル能ハス、故ニ戦争ハ其ノ性質上、国民ノ義務ニ対シテハ、絶対ノ権力ヲ行フヲ得ルモノナリ、

二個人ノ決断ニ従ヒ、其命令ヲ遵守スルヲ以テ、軍人ノ義務トス、故ニ軍人ハ、其命令ニ対シテハ、自己ノ意見ヲ述フルヲ得ス、又命令ニ対シテハ、其理由ヲ問フヲ得ス、

二百三十六章　忠誠ナル国民ノ本分ヲ尽ス事

国家ハ其支配ヲ行フ為メニ、生命ト財産トヲ保護スルノ義務アリ、国家ハ此義務ヲ尽スカ為メニ、国民ニ対シテ、或ル一定ノ服従ヲ要求スルノ権利アリ、国民ハ此権利ニ対シテ、服従ノ義務アリ、

国家ハ其支配ヲ行フ為メニ、生命ト財産トヲ保護スルノ義務アリ、国家ハ此義務ヲ尽スカ為メニ、国民ニ対シテ、或ル一定ノ服従ヲ要求スルノ権利アリ、国民ハ此権利ニ対シテ、服従ノ義務アリ、

国家ハ其支配ヲ行フ為メニ、生命ト財産トヲ保護スルノ義務アリ、国家ハ此義務ヲ尽スカ為メニ、国民ニ対シテ、或ル一定ノ服従ヲ要求スルノ権利アリ、国民ハ此権利ニ対シテ、服従ノ義務アリ、

国家ハ其支配ヲ行フ為メニ、生命ト財産トヲ保護スルノ義務アリ、国家ハ此義務ヲ尽スカ為メニ、国民ニ対シテ、或ル一定ノ服従ヲ要求スルノ権利アリ、国民ハ此権利ニ対シテ、服従ノ義務アリ、

二百三十七章　兵役ノ国民ニ負担セラルル事

凡ソ国民ハ皆悉ク、ヒノ本国ヲ防禦スルノ義務アリ、故ニ本国ニ於テ兵ヲ募集スルトキハ、国民ハ一度国民ヲ召集スルトキハ、国民ハ一般ニ之ニ応シ、兵役ニ従事シ、又ハ軍事ニ関スル労役ニ従事スルノ義務アリ、

一般ニ之ニ応シ、兵役ニ従事シ、又ハ軍事ニ関スル労役ニ従事スルノ義務アリ、

国立国会図書館　タイトル『理尔黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167　ガラス使用

洛許サル丶ニ至リ、国ト国トノ間ノ自由ナル交際、更ニ定マリタル万国公法、人々ノ自由ノ大ナル許、土地人民ノ便利ニ由リテ国力ノ增殖スル、自然ノ人民ノ自進ニ於テ、古代ノ如キ制限ヲ而除クルニ至リ、国家ト国民トヲ保イ、彼ニ而テ或ル土地ノ界限ノ中ニ生活スルトイフニ起リタル者ナルガ、此等ノ性質ニ由リテ見ル時ハ国民ガ其土地ヲ移シテ国民ノ外分ノ変スルトイフコトハ敢テ望ミベキコトニ非ズ。

此レ国民ガ自ラ国家去ルトイフコトニ付キテハ尚ホ慮ノ制抑アリ、己ノ生国ガ必要トス一退進ニ際シ国民ノ扶助援助ヲ必要トスル牛ニ於テハ其国ヲ去ルハ卑曲ノコトナリ。是或任ヲ敢キ、又自家ノ事務ヲ放ケテ、己ノ住処又ハ生業ヲ他ニ移轉スルハ、更ニ悪シキコトナリ。此シ、国民ノ向合トイフ者ハ累高害ニシテ且神聖ナル者ハ、故ニ此生業ヲ変換スルガ如キ軽薄ノ事ハ重キ国民ノ向合ミテ為シ得ベカラザルコトナリ。木十四章ニ経由セル本新ナル国家ノ住所ハ恒久ノ者トナリ、新大社会ニ於テ政事上ノ義務ヲ行フベキ権利ヲ得ントスルニハ久シキ歳月ノ経過ヲ要スルナリ。又仁ノ国モ帰化ノ式ヲ以テ為ス権利ノ許セズ、マタ人ヲシテ其ノ中ニ保ツ者アリ。然レ人其ノ権利ト利益トヲ享クニシテ、(非常ノ時ノ外ハ)国家ハ移住民ヲ防キテ其門戸ヲ閉スコト能ハザル牛ハ国家ハ自護ノ原理ニ據リテ国民ノ向合ノ大ナル権利ト特権トヲ許スコトヲ拒絶スルコトヲ望ムナリ。国際法ニ於テハ、或人其本国ヲ去リテ他国ニ帰化スル者(国民ノ向合ヲ脱シテ)一

時且本国ニ帰リ来ル牛、此最初ヨリ本国ニ居リタル者ノ如ク、政事上ノ責任ヲ保持スベキ者トイフコトニ付キテハ尚未決ノ争論アリ。此事ニ関シテハ国際法ノ進歩ハ国民ノ自由ノ為メニ利益アリ。

此結合ニ付キテ注目スベキ要点ハ、他ノ者ハ皆此結合ニ於テハ国民ガ法律上ノ関係ヲ保持スルモ、卑劣ナルモ、自己ノ随意ナリトス、之ニ由テ罗馬人ノ自由ノ習慣ヲ愛惜ノ中ニ然ルナリ。

第六編　国際ノ道徳

二百三十八章　国家ニ属セル道徳ノ第三大部分ハ国ト国トノ間ニ成立スル道徳ナリ。

国ト国トノ間ノ権利ト義務トハ国際法ト名ケル者ノ主要ナル部分ヲ作ル。

国際法ト之ニ部ニ分ツ、其一ハ公法ト国家ト国家トノ関係ニ付テ論スル者ナリ、二ハ私法ニシテ国民ト他ノ国家、又他ノ国家ノ人民ニ干係スルコトヲ論スルナリ。

二百三十九章　一個人ガ国家ノ威権ノ上ニハ更ニ現世ノ威権ナキガ如ク国ト国トノ間ニハ級ニ事務ヲ負ハシムル普通ノ法律ヲ作ルベキ適当ノ立法部アルコトナシ。国際法ノ法ヲ造リ之ル所ノ原理ト規則トハ道理ト習慣トヲ基トシテ之ヲ定ム。即チ国家構造ノ条件ナル性質、及ビ国家ノ風習ト特別ナル行為トヨリ生ズル更ニ之ヨリ直接ニシテ特別ナル根元ノ左ノ如シ (一)テキスト、ライター、カス、アウリキ、(二)條約 (三)国家ノ命令、殊ニ航

海及ヒ捕拿ノ船ニテスル命令、(四)裁判ノ先例、(五)明白ナル意見(六)歴史、
国際法ハ其性質ニ於テ文明ノ進歩ニ従ヒテ共ニ成長セザル（トアラズ、人類ノ道徳ノ進
歩スルニ従ヒテ道徳ニ属スル各個ノ規則ハ更ニ完全ナル習慣ト相結合スルナリ、互ニ其要
ヲ再又セザル（トアラズ、国家ハ常ニ規矩ノ方ニ長進シ又其ノ如キ手段ヲ増ニ取ル者ナリ、平
和交換ハ漸ク其度ヲ増シ、戦争ノ残虐ハ制シテ其数ヲ減スルナリ国ト国トノ争論ヲ
決断スルニ於テハ道理ハ勝ヲ動力ノ上ニ制ス、国際道徳ノ真理ハ益其光明ヲ放チテ
先例ハ益其数ヲ増シ、国際ノ規則ハ漸ク確定シ、完全ニシテ順序ノ立チタル法律ノ体ヲ
進ミスルニ至ルナリ、

二百四十章　国家ハ真正ナル道徳ノ人物ナリテ、一個人ニ属スル者ト同様ナル権利及ヒ
義務ニ従ハザル（トアラズ、然ラバ其国家ト一個人ト異ナル点ハ左ノ如シ、(一)政事ノ生命ノ直接
ノ目的及ヒ方法ハ現世ニアリ人物ノ目的ハ其所限ヲ通貫シテ無窮ノ未来ニ達ス、
(二)政事ノ生命ハ集合的ナリ、人物ノ道徳ハ一個的ナリ(三)国家ハ主権ナリ個人ハ
或ル度マデ(四)国民ノ規則ニ従フ者ナリ、
此事ノ形ニ属シテ国家ノ権利ト義務ハ特別ノ其於テ一个人ノ権利義務ノ中ニ
包含セラル、且事ニ於テモ之ニ属スル法ナリノ義務ノ元素ヲ為ス者ニシテ即チ愛ラズ、仁ハ（ベネヴオレンス）ニ
クルシテ（ゼルード）ノ三者ナリ、而シテ此中ノ前ハ損害、其中ニ於テ此ニ来ル大者トシテ区別セシナリ、

第一　解

国際ノ好意（ゴッドウィル）

二百四十一章　国家ハ常ニ同情ノ利益及ヒ好意ヲ以テ勝シ又義務ノ上ニ坐リ定メテ、且権利
トニ一致スル義務ヲ行ハザル（トアラズ、
国家ハ己レノ固有ノ一個ノモノニテ生活スルヲ得ルハ、恰モ人類ガ自身ノミニテ道徳ニ生
活スル能ハザルガ如シ、他ノ国家ノ好意ヲ取ルハ国家ノ義務ナリ、
国家ハ隣国ノ勢力ヲ以テ他ノ社会ヲ見ルハ（トアラズ、始メ倫理ノ故ニ業シテ他国ノ真正ノ幸福ヲ善
ハザル（トアラズ、国家ノ未来ノ大目的ヲ成就スルハ人類ノ目的ト大ニ協合シテ之ヲ助ル
ニアリ又之ト同様ニ他国ノ不幸困難ハ之ニ同情ヲ表セザル（トアラズ、悪疫、飢饉、大火、戦争
ハ行ハレ国ニ於テ世界ヨリ其苦難ヲ受ル者ニ於テ同情ノ心ヲ発セシテ以テ此ノ如キ注
目セル（ス又同シテ其災難ニ対シテ、国家ハ其道徳ノ義務ノ下ニ立チテ法ヲ実行上ヨリ
道理ニ救助ヲ与フル情ヲ発セザル（トアラズ、
此同情及ヒ好意ハ、人類ノ利益ヲ高尚ナルニ道ヲ協力ヲ為ス道理ノ基礎タル有様ナリ、
又快楽ノ文化ヲ正トスル趣旨ヲ全ウスル相互ノ特別ノ同盟ノ基礎ナリ、
此同情ノ国情及ヒ好意ノ情ノ中ニハ、区別ノ感覚ヲ包含ス、即チ親切ヲ与ヘ満足スルノ
区別、及ヒ悪ヲ行ハル侍遇ヲ与フルニ対シテ寛容及ヒ宥恕ヲ与フル是ナリ、
国ニ属セズトイフコト、国家ニ於テモ、一個人ニ於ケルト同ク必要ナリ、而シテ怨恨ト報

和睦ノ国都ハ力ヲ以テ盾ヲ守リ他国ニ対シテ国家ヲ自衛ノ行為ノ外ニ於テ決シテ戦ヲ宣スルコトヲ得ス

第二解　国際礼儀、信実、公平、徳恵

第一解　国際礼儀、信実、公平、徳恵ハ人ノ国都ニ於ケル人民ノ行為ヲ規則ス

第二解　国際礼儀、信実、公平、徳恵ハ人ノ国都ニ於ケル人民ノ行為ヲ規則スルニ付キ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ方法ヲ指定スルノ権ヲ有ス

第三解　国際礼儀、信実、公平、徳恵ハ人ノ国都ニ於ケル人民ノ行為ヲ規則スルニ付キ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ方法ヲ指定スルノ権ヲ有スト雖モ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スルニ非ス

第四解　国際礼儀、信実、公平、徳恵ハ人ノ国都ニ於ケル人民ノ行為ヲ規則スルニ付キ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スト雖モ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スルニ非ス

第五解　国際礼儀、信実、公平、徳恵ハ人ノ国都ニ於ケル人民ノ行為ヲ規則スルニ付キ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スト雖モ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スルニ非ス

第六解　国際礼儀、信実、公平、徳恵ハ人ノ国都ニ於ケル人民ノ行為ヲ規則スルニ付キ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スト雖モ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スルニ非ス

第七解　国際礼儀、信実、公平、徳恵ハ人ノ国都ニ於ケル人民ノ行為ヲ規則スルニ付キ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スト雖モ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スルニ非ス

第八解　国際礼儀、信実、公平、徳恵ハ人ノ国都ニ於ケル人民ノ行為ヲ規則スルニ付キ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スト雖モ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スルニ非ス

第九解　国際礼儀、信実、公平、徳恵ハ人ノ国都ニ於ケル人民ノ行為ヲ規則スルニ付キ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スト雖モ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スルニ非ス

第十解　国際礼儀、信実、公平、徳恵ハ人ノ国都ニ於ケル人民ノ行為ヲ規則スルニ付キ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スト雖モ其国都ノ人民ニ対シテ之ヲ行フノ義務ヲ有スルニ非ス

国立国会図書館　タイトル『理尔黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167　ガラス使用

二百四十四章　国家ハ権利ト義務ニ係ハリテ互ニ権利ト義務トヲ其他ノ義務ノ対照ノ上ニ定ナ
ル一事ハ礼儀、信実、謙譲ノ四事ナリ。
(一) 礼譲ト云フハ又丁寧トモ通称スル倫理トシテ、他ノ国ト交際シ、又ハ相互ニ交通スル上ニ於テ
其外面ノ行為ニ於テ恭敬ヲ顕ハスヲ以テ国家ノ身持ハ一個人ノ身持ト同ク恭敬ヲ以テ高優
ナリ親愛ナリ又謙ナリ丁寧ナリ又愛ナリ礼譲ナリ粗野ナリ此倫理ト交際上ニ於テ
可ノ方法莫多シ実ニ此倫理ノ法律ノ形態ハ国際ノ法ニ於テ議論ス可キトシテ是ニ因リ
柳シノ規則作リ造成シ之ヲ公館ニテ国家ノ礼譲ナリ
恭敬ノ方法ノ件ニ於テ勝ル者ヲ恭敬スルニ付テハ大ニ国家ノ尊等ナルト劣等ナルト
ニ依リテ或ハ区別ヲ生ズルナリ、独立国ハ同等ナルトモ国際法ノ根元ノ原理ナリ、然レドモ
ニ於テ年齢ノ高下、勢力ノ大小、其他山ノ事ニ因リテ差等ノ者ニ或ハ恭敬ヲ致スナリ
脱テ此原理ヲ破ル者ニ非ズ、区別ノ或ハ国家ノ帝王ノ尊敬ヲ受クル者ノ牛ハ、他国
家ニ先テ之ヲ恭敬シ、公使ヲ送ルモ、第一等ノ位階者ヲ大使トシテ此国ニ送ルナリ
其他又各種位階等ニ依テ特別ノ尊敬アルナリ、区別ノ儀国ハ千余年ノ先例ニ依テ
之アリ、而シテ其儀上ニ於テ、帝王ノ主権ノ争論アリ
二百四十五章　国家ノ礼譲ハ其時代ニ、人ニ比擬シテ道理ヨリ上ニ之ヲ着シテ其習
慣ト風俗ヨリシテ定メテ法律ト為シ、仕方ニ依リテ、其礼譲ノ方法ハ其一様ナラズ、其礼譲ノ級ハ
必ズ之ニ因リ大戦争ノ原因トナル、礼譲ノ規則ニ於テ、此ニ記スル者ハ其主要
ナル種類ナリ
(一) 各国家ハ事物ノ存立ヲ信ジテ、適当ナル方法ヲ以テ保存ス、而シテ礼譲ノ規則
ト為ス所ニ起ル国家ニ付キテハ、即チ国家ノ一部又ハ謀反者其見込ヲ通リテ独立ノ国ヲ定
シ得ル時ニ於テ、他ノ国家ガ独立ノ者ト認定スルハ其礼譲ナリ、此レ其新国ノ独立ハ堅
固ニシテ新国民ノ権利ヲ安定ヲ得ル者ナルヤヲ判断セザル(ノ)アリ、又ニ一国内ニ於テ政府
又ハ管理ノ改革ニ於テ、全ク成功ニ至リタル時ハ新大政府又ハ新大統主ヲ認許スルヲ同ク
国際上ノ礼譲ナリ、他国家ノ認許ナキ時ハ、八月(?)ノ権利ト義務トヲ以テ、国際ノ
礼譲ノ第一ノ原理ナリ
(二) 国際礼譲ノ第二ノ原理ハ、公使ノ(?)派遣ノ権利ナリ、他ノ国家ハ皆他国ニ公使ノ
重役ヲ他国ニ送リ又他国ノ重役ヲ来ルヲ受ケルノ権利アリ、此権利ハ之ト相伴フルノ義務
ヲ負ヒリ、良キ道理アルニテ、使節往来ノ交際ヲ拒絶スル者ハ、甚シキ無礼ニシテ、大ナル
命ニ之ヲ責ムル道理アルナリ、此ノ如ク委任セラル公使ノ身上ハ礼儀上ヨリ適当ノ其
土地ノ法律ノ支配ヲ数ケズ、
維也納ノ会議(一八一五)及ビアイキスラシヤペルノ会議(一八一八)ニ於テ、公使ノ使節ヲ
ヲ左ノ四種ニ分ク (一) 全権大使及ビ(?)教皇ノ大使 (二) 全権ヲ命セラレタル全権公使

使（三）主権ヨリ全権ヲ委任セラレタル在留公使（レシデント）（四）外務省大臣ヨリ委任セラレタル代理公使（シャルジェダフェール）ナリ

（三）国際礼節ノ第三ノ規則ハ国旗ニ係ル。海上ニ於テモ港内ニ於テモ必ズ之ヲ保護セザルベカラズ。ナゼナレバ旗ハ国家ノ符号ナリ。之ヲ尊重シ之ヲ侮慢スルハ恰モ国家ヲ尊重シ侮慢スルト異ナラザレバナリ

（四）礼節ノ第四ノ原理ハ其主権ノ人、又ハ其陸軍海軍ハ他国家ノ界域内ニ在ル時ハ其法律法典ニ由テ其土地ノ法律ノ支配ヲ省除セラル

（五）国際礼節ノ第五ノ原理ハ仮令土地ニ存リテモ他ノ国家、他国家（国民）ノ権利ヲ害セザルノ限リハ仮令他ノ地ニ在リテモ他国ノ法律ノ許可ト承認トヲ以テ遺言者居住セル国ノ法律ニ従ヒテ為シタル遺言ハ既列ノ諸国ニ存スル人ハ自由ニ其動産ノ整理ヲ為シテ其成功ヲ得ルナリ。不動産ニ於テハ既列大陸ノ位ニ他ノ地ニ於テモ亦此ノ如シ。又人ノ資格（例ヘバ国民権、年齢、破産、結婚、離婚等）ハ或ハ国ノ法律ニ於テ定メタル者ハ其人ノ住居セル他ノ国ニ於テモ亦之ヲ允許スルナリ。

二百四十六章　第二　信実　国ト国トノ交際ハ人ト人トノ交際ト同シク大道徳ノ根基ノ上ニ立ツナリ

国ノ当標ニ於テハ或ハ度量ヲ以テ吾人ノ財ヲ許シテ人ノ便利トシ其他ノ者ニ対シテハ決シテ之ヲ許サザルナリ。戦争ニ於テハ、此等ノ場合ニ在リテハ諸軍ト真実ヲ以テ示シタル権利ナリトシテ伏兵、木砲、偽旗等ヲ用ヰルヲ許サレ、此等ノ戦術ノ使用ハ之ヲ抗論スルモノナシ。然レトモ此ノ如キ許ノ取ル所ノ一分ナリ。国ヨリ希待セシ、又ハ習行〔illegible〕戦場ニ在リテハ信実ヲ害セザル所ノ権利ヲ有スル者ナレバ之ヲ敵国ニモ許ス。要ニ非スト云ヘ、其事ニ依リテ他人ノ住格ヲ損セザル所ノ行為ハ之ヲ許スナリ。凡ソ許ス所ノ行為ハ之ヲ為サザルト云フ。又生物者ノ款、現ハサシメタル偽善ヲ盟フテ来タラハ其一ハ我国民ノ地ヲ与フル者ニ白旗ヲ立テ、又ハ降ヲ乞ヒ偽リ、之ニ伸ベテ来タラ。道徳上ヨリ見レバ此ニ者向ニ精密ナル区別アルナリ。凡ソ道徳ヲ守ル者ノ場合（戦争）ニ於テ完全ナル道徳ヲ行ハント欲シ、人ヲ殺ス戦場ニ於テ寛容ト好意ヲ命令ヲ執行セシトスルハ至難ナルナリ。

二百四十七章　第三　公義（ジャスチス）　他国家及ビ他国民ノ権利ヲ尊敬スルハ、国家ニ於テモ亦不人ノ如クニ為サザルベカラズ。国際ノ公義ニ於テ希望スル所ノ勝レル権利ハ左ノ如シ。

（其一）凡テ各国家ハ其要求スル所有又ハ戦捷、又ハ抵当ニ因リテ或ハ土地、或ハ財産ヲ所有ス。他ノ国家ヨリ認許サレ、之ヲ保全スルノ権利アリ。又平静ナル使用及ヒ占領ニ於テ年月ヲ経過スル件（ハレスクリプション）ニ因リテモ亦同シ。之ヲ其国家ニ堅固ナル所有ノ名称ヲ与ヘルナリ。国家ノ領内ニ在ル所ノ動産ハ仮令他国ヨリ来タル者ト雖モ其国家ニ属スルナリ（百七十七章ヲ看ルベシ）。海上ノ船舶

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167
ガラス使用

集会ヲ同国ニ係ル罪ヲ犯シタル者ヲ逮捕シ又ハ其ノ財産ヲ差押フル等ノ為メ其ノ国ノ領土内ニ入ルノ権利ヲ有スルモノトス

（其二）同国ノ臣民ニ非サル者ハ同国ノ領土内ニ入ルノ権利ヲ有セス但シ条約ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

（其三）各国ハ他国ノ領土ニ入ルノ権利ヲ有スルモノニ対シ其ノ領土ニ於テ保護ヲ与フルノ義務ヲ負フモノトス

二百四十八章　仁恵ノ事柄ニ於テ同等ノ程度ニ在ル二人ノ者ノ表顕ニ差異アルトキハ其ノ功績ノ大ナル者ヲ優等ニ置クヲ以テ通例トス

二百四十九章　同等ノ事柄ニ於テ同等ノ程度ニ在ル二人ノ者ノ表顕ニ差異アルトキハ其ノ年長ノ者ヲ優等ニ置クヲ以テ通例トス

第三編

国家ノ事務

二百五十章　直接ノ事務ノ行為ノ中ニ在ル二ノ権利ノ孰レカ優等ニ置クヘキヤヲ定ムルハ容易ノ業ニアラス

二百五十一章　国家ハ其ノ領土ノ全部ニ対シ又ハ其ノ領土ノ一部ニ対シ又ハ其ノ臣民ニ対シ又ハ其ノ臣民ノ一部ニ対シ其ノ権利ヲ行フヲ得

二百五十二章　国家ハ其ノ領土ノ全部ニ対シ又ハ其ノ領土ノ一部ニ対シ其ノ権利ヲ行フヲ得ルノ理由ヲ以テ其ノ権利ヲ行フヲ得ルノ場合ニ於テ其ノ目的ニ向テ適当ナル一切ノ事ヲ為スヲ得ヘシ

第四編

戦争

二百五十三章　戦争トハ国家ト国家トノ間ニ特別ノ権利ヲ得ンカ為メニ為ス所ノ闘争ノ状態ヲ謂フ

二百五十四章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百五十五章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百五十六章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百五十七章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百五十八章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百五十九章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百六十章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百六十一章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百六十二章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百六十三章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百六十四章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百六十五章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百六十六章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百六十七章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百六十八章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百六十九章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

二百七十章　戦争ハ国家ト国家トノ間ニ於テ為ス所ノ闘争ニシテ其ノ目的ハ敵国ヲシテ我ニ従ハシムルニ在リ

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167　ガラス使用

リ（二百四十二章ヲ見ルベシ）
然レ凡、防禦ノ戦争ニテモ、モシ、国体ノ安全ヨリ起リ又ハ之ヲ保ツニ必要ニ迫ルニ非ズトセバ、之ヲ行フハ甚ダ不必要ノコトナリ。唯軍隊大会合シテ止マリテ、迫リテ防禦ノ戦ヲ起スコトモアリ。但シ温和ノ手段ヲ以テ之ヲ与フルヲ得ザル場合ニ於テハ、防戦ニ於テ血税ノ損失ト国租ヲ要スル又ハ他ノ社会ニ難儀ヲ及ボスコトアルモ、無罪トシテ之ヲ許スナリ。然レ凡戦争ヲ為スハ之ヲ主権者ノ向ノ最後ノ方法ニ論ズベキナリ、不正ナリト云フ者ナリ。

戦争ハ事実ナリ。即チ戦争ノ権利ハ事実ノ起ルト同時ニ生ズ。此権利ハ戦争ノ原因ノ完全ニ属スル者ニ非ズ。又其正理ナルニ由ル者ニ非ズ。其事柄ニ因リ国ト国トノ争ヲ[illegible]

[illegible] 戦争ノ権利[illegible]

起ル所ハ其戦争[illegible]或ハ事理ニ[illegible] 戦争ノ権利[illegible]

故ニ戦争ハ各国ト公共ノ事ナリト名称セサル[illegible] 権利ハ之ヲ[illegible]

ナリ）[illegible]

二百五十一章 故ニ戦争ハ公共ノ事ニ之ヲ行ハサル[illegible]トナス。戦争ハ一個人ト一個人ノ間ニ成立スルコトナシ。只主権者ト国家トノ、本来ノ戦争ノ意味方ト云フナリ。戦争ノ間ハ両国ノ意味方有スル者ハ戦争ノ権利ヲ[illegible]ナリ。其事ニ係リ合フ所ニ起ルナリ。其両敵ハ人道ノ利益ニ於テナルニ同一ノ比較ノ有スル者ナリ。時ニ於テハ或ハ戦争ノ権利ヲ以テ其ノ時ニ於テ温和ナラザルコトアリ、即チ俘虜ヲ

文権アルモノナリ。奪掠ノ許可ヲ以テ海ノ水師ニ任ズルモノナリ。但シ此水師ハ其船中又ハ乗込員中ヨリシテ海賊ノ生ズル性質アル者ヲ除去セザルナリトセズ。現今ノ戦争ニ於テハ、往古ノ如ク双方ノ一族ノ戦、正シキ戦争ノ法律ノ保護ヲ得ザル者トナシ、又ハ之ニ依テ強盗又ハ兵殺人ト同シク法律ニ外レル者トシテ之ヲ罰スルニ至ルコトナシ。
戦争ノ個人ニ関スル国民ハ敵国ノ人民トハ自ラ仇敵ノ状態タラザルナリトス。故ニ国中ニ其人民ノ私産ハ戦争ノ奪掠ヲ免カル。即チ個人ハ一個人トシテ、自国ノ国家ノ命令ニ依テ公共ノ事ト戦フ所ハ陸ニ於テハ彼ノ住居ニシテ海ニ於テハ海賊トナリ其保護ノ権利ヲ失フ者ナリ。規則ハ戦争ニ於テモ記憶スルハ主権ヲ国家ニナリ。

二百五十二章 第二、戦争ハ各国ノ力ヲ以テ之ヲ為サル可ラズ。射遠ノ器、毒薬又ハ破壊ニ至ル化合薬ヲ用ヒテ敵ヲ苦シメ、又ハ野蛮ノ惨酷ノ行為ヲ以テ平常ノ器械ヨリハ其他ノ力ヲ用ユル者ハ、仍ホ戦争ノ権利ヨリ論シテ之ヲ為ス可シトシテ禁制スル所ナリ。戦争ノ目的ハ敵ノ国ヲモ、又弱キモノヲ破リテ我要望スル所ニ服従セシメントスルニ在リ。此規則ハ戦争ニ於テ力ヲ習慣ニ依テ成長シ、遂ニ戦争ニ用ヰル方法ト器械トニ制限ヲ置クニ至リタルモノナリ。ナルヲ以テ、正シカラザル者トノ区別ノ根原ハ、容易ニ解シ易キナリ。凡ソ破裂弾、水雷火ノ如キハ之ヲ用ヒ、毒薬或ハ害毒アル化合薬ノ如キハ之ヲ禁止スル

ハコト少許トリ
二百五十三章　第三、戦争ニ方リテモ或ハ公正ナル再要望ヲ
山意味ヨリ言フ時ハ戦争ハ公正ノ者ト不正ノ者トノ口実ヲ入リ戦、事ニ他国ヲ
克ク地ニ奪ハントノ戦、其迹戦ニ止ニ可ノ戦ハ今日ノ通席ニ
争ノ位ト如ク異ニ非ルノ如ク戦ニ理ノ要望ヨリ戦争ヲ入ル
争アリ、此事ニ依ニ又公平ノ方ヨリ行ハルヽノ戦ハ
ル可ノ（二百四十六章）設計ハ公ニ、不法ノ如キノ邪ヨリ
之ヲ禁ス」ノ文、仮戦ノ権、倫後ノ希望、防御ノ申ノ
一時敵対ノ意又ハ未タ形ヲ見ヘ、其全ノ通常ヲ為シ、更ニ
間理ニ戦時ニ於テハ、之ヲ行フノ許ルヽ、然ニ其ヲ捕「ヘル」ニ
ニ迄ヲ入リ、向理ノ行為ノ通席ニ方ヨリ、沼メサルヲ
免ヲ得ス、

二百五十四章　五接ニ戦争ヲ為ス両敵ノ外ニ、尚戦争ノ影響ノ受ケル
ヲ来リ、戦者ノ権利、非戦者ノ権利ノ区別アリ、人
民ヲ中立国ト交戦国トノ人民トノ
戦争ノ時、戦者ノ方ノ人民ハ非敵国又ハ其人民又ハ両盟国ニ対シテ通商

上ノ交際ニ之ヲ禁止スルヲ得ス、故ニ此間ニ於テ敵国ノ人民ト私ニ約束ヲ為シ
ヲ入リ、敵国ノ人民ノ財産ヲ没収サレ、又ハ物ヲ奪ハレ、或ハ
自債ヲ取戻スヲ得ス、捕獲ヲ免レ、又ハ捕虜ノ生命ニ之ヲ損害ヲ
ニ交ノ人ノ財産ノ譬ヲ赤無リ、治平ノ用ニ供ス家屋、工場ノ
庫ノ譬ハ一般、戦争ノ為ニ要スル者ヲ免ス」ト者トス、土地ノ
ヲ通ス為ニ必要ナルトキハ之ヲ許スヲ入リ、

二百五十五章　戦争ノ起ルヤ、必ス其隣国ノ利益ニ
或ハ権利ヲ称ル生ス、通常中立国ノ利益ヲ
リ、大洋上ニ於テ中立国ノ船次ノ如キヲ得サルヲ
又ハ各国ノ戦争者ニ於テモ無人ニ封鎖ノ
ノ権ニ其戦争ノ間ニ属セリ、又中立国ニ両敵ノ間ニ立テ
カラス、又両敵ノ其領内ノ通行ヲ許ス」トラス、又其領内
ル器ヲ備ヘ、戦ヲ為シ、又ハ軍船ノ捕獲ヲ行ス
軍船ヲ停泊セシム」トラス、又其船ノ港内ニ於テ
（カラス、但シ大気ノ困難ニ迫リ格別ノ其他ニ）ヲ中立国ノ士地ニ於テ逋捕

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167　ガラス使用

827
167

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167

ガラス使用

827
167

国立国会図書館　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』 請求記号 827-167

ガラス使用

827
167

国立国会図書館　　タイトル『理尓黒氏道徳学 : ほか』　請求記号 827-167

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『理尓黒氏道徳学 ： ほか』　請求記号 827-167

ガラス使用